

ISSN 2186 – 3989

立山衆徒が求めた加賀藩の外の権威

福江 充

Authorities outside the Kaga clan that Tateyama shuto wanted.

Mitsuru Fukue

北 陸 大 学 紀 要
第54号(2023年3月)抜刷

立山衆徒が求めた加賀藩の外の権威

福江 充*

Authorities outside the Kaga clan that Tateyama shuto wanted.

Mitsuru Fukue*

Received January 10, 2023

抄録

江戸時代初期、加賀藩前田氏は、立山衆徒（芦峯寺と岩峯寺の衆徒）を、のちに江戸幕府が本山末寺制度に基づいて日本の仏教界を統制する以前に、自藩の寺社奉行の支配下に治め、さらに立山衆徒に対し立山信仰に関わる宗教的諸権利を分与するかたちで認め、立山の実質的な管理をさせている。

加賀藩のこうした政策は、同藩が立山・黒部奥山の広大な領域を誰にも邪魔されず独占的に支配するためのものであった。すなわち筆者は、加賀藩が立山・黒部奥山の軍事的重要性や鉱山資源・森林資源を有する場としての重要性、さらにはマイナス要件として、隣藩や江戸幕府との間で国境問題が勃発しかねない不安定な地域であることなどを強く意識するあまり、幕府の宗教界に対する統制よりも先んじて、立山衆徒を自藩の支配下に治め、彼らと各宗派の本山との間に本末関係を一切結ばせず、幕府の影響が直接的に及ばないようにする目的があったと推察している。そのため、以後、立山衆徒は他の寺社とは本末関係を結ばず、比叡山とは一切関係のない「無本山天台宗」或いは「天台宗門一本寺」を称して宗教活動を行っていった。

しかし、加賀藩の政策に反して、長い江戸時代のなかで立山衆徒は加賀藩に徹頭徹尾支配されながらも、それとは別に加賀藩の外の権威を得ようとする動きが度々見られ、筆者はそうした行動が、いずれも近世の立山信仰の展開に大きな意義を持っていると考えている。

そこで本稿では、立山衆徒が加賀藩の外の権威に関わった事例として、芦峯寺十三郎が京都吉田家から神道裁許を受けた件（第1章）、芦峯寺衆徒と武家の権威に関する件（第2章・第3章）、岩峯寺衆徒が立山大先達の免許状を捏造した件（第4章）、岩峯寺衆徒と公家・門跡寺院の権威に関する件（第5章）の四つを題材に取り上げ、それらの実態と意義を立山信仰関係の古文書史料から分析し、最後に、以上の事例をとおして加賀藩の立山支配の在り方を考察した。

キーワード：立山衆徒、芦峯寺、岩峯寺、加賀藩、芦峯寺十三郎、本末関係、檀那場
江戸城、大奥、山井家、町尻家、町尻兼久、青蓮院、吉田神道

はじめに

江戸時代初期、加賀藩前田氏は、立山衆徒（芦峯寺と岩峯寺の衆徒）を、のちに江戸幕府が本山末寺制度に基づいて日本の仏教界を統制する以前に、自藩の寺社奉行の支配下に

*北陸大学国際コミュニケーション学部 Faculty of International Communication, Hokuriku University

治め、さらに立山衆徒に対し立山信仰に関わる宗教的諸権利を分与するかたちで認め、立山の実質的な管理をさせている。

加賀藩のこうした政策は、同藩が立山・黒部奥山の広大な領域を誰にも邪魔されず独占的に支配するためのものであった。すなわち筆者は、加賀藩が立山・黒部奥山の軍事的重要性や鉱山資源・森林資源を有する場としての重要性、さらにはマイナス要件として、隣藩や江戸幕府との間で国境問題が勃発しかねない不安定な地域であることなどを強く意識するあまり、幕府の宗教界に対する統制よりも先んじて、立山衆徒を自藩の支配下に治め、彼らと各宗派の本山との間に本末関係を一切結ばせず、幕府の影響が直接的に及ばないようにする目的があったと推察している。そのため、以後、立山衆徒は他の寺社とは本末関係を結ばず、比叡山とは一切関係のない「無本山天台宗」或いは「天台宗門一本寺」を称して宗教活動を行っていった。

しかし、加賀藩の政策に反して、長い江戸時代のなかで立山衆徒は加賀藩に徹頭徹尾支配されながらも、それとは別に加賀藩の外の権威を得ようとする動きが度々見られ、筆者はそうした行動が、いずれも近世の立山信仰の展開に大きな意義を持っていると考えている。

そこで本稿では、立山衆徒が加賀藩の外の権威に関わった事例として、芦峯寺十三郎が京都吉田家から神道裁許を受けた件（第1章）、芦峯寺衆徒と武家の権威に関する件（第2章・第3章）、岩峯寺衆徒が立山大先達の免許状を捏造した件（第4章）、岩峯寺衆徒と公家・門跡寺院の権威に関する件（第5章）の四つを題材に取り上げ、それらの実態と意義を立山信仰関係の古文書史料から分析し、最後に以上の事例をとおして加賀藩の立山支配の在り方を考察したい。

1. 芦峯寺の十三郎と京都吉田家の神道裁許

筆者はこれまでの研究で、加賀藩前田氏は、立山衆徒が各宗派の本山と独自に本末関係を結ぶことを嫌って、度々それを阻止してきたと指摘した。その一例として、芦峯寺の社人であった十三郎が、延宝元年（1673）に京都の吉田家より「立山祠官大隅守佐伯本雄」の名義で神道裁許を受けたため、それが原因で十三郎の家系が断絶したと考えてきた¹。しかし、今回、十三郎に関する一連の史料を再読していくと、この考えは早計な解釈による誤認であることが判明したので、この件について、以下再考を試みたい。

まず、十三郎に関わる史料を整理しておきたい。最も正確な史料は、延宝5年（1677）5月に調査・作成して藩に提出した書類の後年の写しで、十三郎と倅の五左衛門が連名で記した「持高宗旨一門付之帳」²である。この冊子には、十三郎が貞享3年（1686）に加賀藩算用場から、自身の由緒を質問されたことへの回答書も含まれている。この冊子をまるごと書写したと考えられるのが明治元年（1868）に佐伯左伸が記した「一就御尋重三郎由緒帳」³である。表題の右脇に「慶安元年 立山祠官大隅守佐伯本雄」と記されているが、この「慶安元年」（1648）の記載は、帳冊の最初の記事が同年から始まっているからであろう。

本章では以下、分析の基盤となる「持高宗旨一門付之帳」を提示し【史料1】、この史料から芦峯寺十三郎の京都吉田家からの神道裁許の一件を再考したい。

【史料1】

（ ）内の西暦の記載は、筆者によるものである。

延宝五年調上ル写帳同九年ニ別而置申候也
持高宗旨一門付之帳
五月 立山芦峯村十三郎

同 村五左衛門

就御尋申上候

一、慶安元年（1648）六月十三日從 中納言様、私親三左衛門与為招呼被仰出候者、此跡佐々内蔵助殿御通り被成候さらさら越信州迄、為御奉行大嶋甚兵衛殿・岡田助三郎殿・金森長右衛門殿為見ニ可被遣候之間、私父子案内可仕旨被仰付、さらさら越見通り罷歸、さらさら越山道之次第御絵図上ケ申候。其節私ニ扶持被下、并御鉄砲・玉葉・小道具等迄拝領仕、尔今致取持候。

一、承応三年（1653）之春私ニ殿村親四郎左衛門ヲ相司ニ被召加、御扶持式拾俵宛被下、新川郡山廻り兩人共仕申候。同三年（1654）十一月晦日ニ御扶持高御印被為成下致頭（ママ、頭→頂か）戴所持仕冥加至極難有悉奉存候。

一、寛文六年（1666）六月廿四日、私御代官被仰付裁仕リ申候。

一、延宝元年（1673）之春、倅五左衛門・内山村三郎左衛門・吉野村喜右衛門相司ニ被召加、三人中間ニ御代官被仰付、山廻リ仕申候。

一、私儀、古来より立山芦峯佐伯氏之社家御座候、然ル所ニ延宝元年（1673）九月、伊勢参宮御暇被下候。其砌、京都吉田殿江御断申上候而、立山祠官大隅守佐伯本雄ト神道裁許状式通被下候ニ付、御算用場様・寺社御奉行様江右式通表御披覽ニ入、写上ケ置申候。

一、延宝三年（1674）七月廿八日、私儀、十村御扶持人同事ニ向後相談所江罷出、御郡諸事御用等相勤可申旨、御算用場より被仰付、東岩瀬相談所江罷出御用相勤申候。

一、延宝三年（1675）春より新庄・文珠寺兩組村廻リ金沢詰番被仰付、相勤申候。

持高、一百八拾九石三斗九升六合、芦峯寺十三郎。

内、式拾八石三斗三升九合、芦峯村ニ而所持仕申候。

内、式石五斗、芦峯御社領知五拾石御朱印ヲ以、衆徒・社人式拾人割符之内。

外ニ、拾八石五斗壹升壹合、米市村引高、但し、延宝五年（1677）暮御檢地入。六拾八石式斗三升八合、免四つ式歩、下飯野村拝領高。

此高延宝五年（1677）閏十二月廿一日ニ金沢御算用場ニ而十三郎拝領五左衛門ニ被下、同廿二日ニ文珠寺彦三郎殿付札仕指上候。

〆

一、壹人、宗旨代々天台宗、芦峯泉藏坊旦那、歳五拾八、十三郎。同五拾、同人妻。

一、壹人、右同断、歳式拾三、十三郎倅、五左衛門。

一、壹人、右同断、歳十七、五左衛門妻。

一、壹人、右同断、同十三、十三郎倅吉三郎。

一、壹人、右同断、同八ツ、同人娘、とら。

一、壹人、右同断、同六ツ、同人娘、まつ。

一、壹人、右同断、同三ツ、同人倅、彦六。

〆

外ニ普代下人・家子男女〆式拾八人

一、壹人、こ志うと、芦峯村玉仙坊。

一、壹人、むこ、新川郡森村治兵衛。

一、壹人、松平越後守様御家来、知行被下、高田罷在、私おいニて御座候。野本右近。

一、壹人、右同断、私いところ、杉浦平右衛門。

一、壹人、右同断、私いところ、杉浦吉左衛門。

一、壹人、倅加左衛門志うと福沢村、加兵衛。

以上

右私宗旨付、持高付、一門付并下人等品々書上申所、相違無御座候。以上。

延宝五年（1677）五月

芦峯村十三郎

同 五左衛門

石黒源右衛門殿
山村市十郎殿

就御尋乍恐芦峯寺十三郎由緒

一、微妙院様江戸より御登り之刻、慶安元年（1648）六月津幡ニ而津田玄番殿御取（次）ニ而、私、親三左衛門小松江可罷登旨被為仰出候より同十八日ニ親三左衛門・私兩人小松江罷登、玄番殿江相詰候得バ御城江被召連候而被仰渡候ハ、先年権現、遠州浜松ニ被為成御座候時分、佐々陸奥守殿上下御通り被成候さらさら越之道筋為見分、岡田助三郎殿・大嶋甚兵衛殿・金森長右衛門殿被為遣候間、親三左衛門・私兩人案内仕り罷越、又黒部愛本より奥ノ様子何卒見而帰り候得との被仰渡ニ付、同年（1648）七月三日尔右さらさら越仕、其より信州野口村領之内馬留と申所迄、右御三人案内仕り同（1648）七月十二日ニ芦峯江罷帰、其より黒部愛本之奥内山村江罷越、黒部谷奥わかべ・つりがね・つか山与申所より罷帰り、七月廿一日、小松へ罷登り、右さらさら越之次第、黒部谷之様躰、絵図仕上ケ申候。一、小松ニおみて毎日兩度御城江親・私相詰申候所、慶安元年（1648）八月朔日私共江御銀・御帷子致拝領、其上私ニ四人扶持高被下、御鉄砲新持筒壺挺・玉三千・菓三貫目・小道具色々致拝領、難有恭頂戴、今以所持仕罷在申候。

一、承応二年（1653）之春、右四人御扶持方御指除、御米貳拾俵ニ被成下、同三年（1654）十一月晦日ニ持高之内壺貳反、物成貳拾俵之御印致頂戴、御扶持人ニ罷成今以御用相勤申候。以上。

貞享三年（1686）六月二日

芦峯村十三郎

御算用場

御尋ニ付申上候

持高

一、九拾貳石八斗壺升九合 米道村儀右衛門
内、貳拾三石元禄十五年（1702）ニ切高ニ仕り申候。

残而

六拾九石八斗壺升九合元禄十五年（1702）より支配仕申候。

私儀

貞享二年（1685）より奥山廻り被仰付候得共、元禄六年尔役義被召上候。以上。

宝永六年（1709）三月

米道村儀右衛門

三日市村善助殿

さて、上記の史料 1 の内容を年代順に見ていきたい。

慶安元年（1648）6月、加賀藩第3代藩主前田利常は、立山山麓芦峯寺の三右衛門と十三郎の父子を小松に召し出し、直接、佐々成政のさらさら越えの道筋の検分を命じた。そして、三右衛門と十三郎の父子は、その調査を完遂した功により、藩から鉄砲・玉・火薬、小道具を拝領し、四人扶持高を授かるなど、格別な優遇を受けた。

承応2年（1653）春、藩は越中新川郡三位組十村の殿村（現、富山県朝日町殿・殿町）の四郎左衛門を召し出し、その相役に十三郎を抜擢し、20俵の扶持を与え、新川郡の奥山の山廻りを命じた。

同3年（1654）11月、十三郎は扶持高の御印を拝領し、寛文6年（1666）には代官に任命されている。

延宝元年（1673）春、十三郎の倅の五左衛門が、内山村三郎左衛門や吉野村喜右衛門の相役に召し加えられ、代官を命じられて山廻りを勤めることになった。

延宝元年（1673）9月、十三郎（重三郎）は伊勢参宮の折、京都の吉田家より「立山祠官大隅守佐伯本雄」の名義で神道裁許を受けた。

延宝2年（1674）、十三郎は無組御扶持人十村（十村は他藩の大庄屋に当たる加賀藩特有の職名。鄉村支配機構中農民の最高職。無組御扶持人十村の役職は名誉職的なもの）に任じられ、さらに藩の算用場からの命で、東岩瀬の十村相談所（寛文6年〔1666〕に杉木新・東岩瀬・堀松・宇出津・野々市・小松・森下に十村寄合所を置き、日を定め相談を行った。同8年〔1668〕に相談所と改名された）に勤めて御郡諸事御用にたずさわった。なおこの年の十三郎の状況については、同年（1674）8月の「蘆嶽寺高帳」⁴からもうかがわれ、それには社人として十三郎の名前と持高7石8斗3升9合（年貢の収納高は4石1斗）が記載されている。また、十三郎はこれ以外に御扶持高として18石（米道村の御扶持高と考えられる）を所持していることや、十三郎の父の三右衛門が芦嶽寺内に屋敷を設けており、それに対し、物成の惣高116石6斗2升7合のなかから、実数はわからないが、いくらか割り入れられていたことなどがわかる。

延宝3年（1675）春、十三郎は藩より新庄・文珠寺両組の村廻りの役職と金沢詰番⁵に任じられ、持高189石3斗9升6合を拝領している。このうち、十三郎の芦嶽寺村内の持高は28石3斗3升9合であり、そのなかには藩が芦嶽寺一山の衆徒と社人の20人に社領知として与えた50石を均等割した2石5斗も含まれていた。芦嶽寺以外では、米市村（「持高宗旨一門付之帳」では「米市村」、「一就御尋重三郎由緒帳」では「米道村」と記載されているが、現、富山県立山町米道と考えられる）に18石5斗1升1合（延宝5年〔1677〕暮に検地）と下飯野村（現、富山県富山市下飯野）に68石2斗3升8合（免4つ2歩）の御扶持高を所持することになった。なお下飯野の高については、延宝5年（1677）閏12月21日に金沢御算用場より十三郎が拝領した高を倅・五左衛門へ相続することを認められ、翌日の22日に文珠寺彦三郎殿へ付札を提出している。

この「持高宗旨一門付之帳」には、延宝5年（1677）時の十三郎家の家族構成やそれぞれの年齢、下人の総数、親戚関係なども記載されており、家の宗旨は代々天台宗で、十三郎は58歳、倅の五左衛門は23歳だったことがわかる。

これ以降の十三郎や五左衛門の動向については、延宝8年（1680）2月の「越中立山中宮寺芦嶽御社領付之帳 社僧社人中」⁶に十三郎の倅・五左衛門の名前が記載されており⁷、この年も依然、彼が芦嶽寺一山の社人として身分を保持していたことが確認できる。

また、天和3年（1683）6月、伊勢出身の俳人・大淀三千風が、芦嶽寺を起点に立山に登拝した際、帰路、十三郎（佐伯本雄）が三千風を米道の里屋敷（別邸）に招き、和歌の贈答などをして、歓談している⁸。さらに、芦嶽寺雄山神社の境内地には「元禄二年十月十二日」「大隅守佐伯本雄老翁 行年七十歳」と刻まれた大型の石灯籠2基1対⁹が立てられているが、これによって元禄2年（1689）頃までの十三郎の権勢がうかがわれる。ただし、これ以降、史料的には十三郎の足跡は消えてしまう。

以上見てきたとおり、芦嶽寺三左衛門の家は、加賀藩第3代藩主前田利常から佐々成政のさらさら越えの道筋の検分を命じられて以降、倅の十三郎、孫の五左衛門と3代にわたって黒部奥山の取り締まりなどに当たるようになった。これについて奥田淳爾氏は、十三郎や四郎左衛門の時代は、奥山廻の制度がまだ確立しておらず、彼等の任務は、藩から本務の外に特命を与えられる、「内役」（本務のほかに内密の任務を帯びるもの。本務以外の特命。「御隠密」「御内御用」）的な性格をもっていたことを指摘している¹⁰。

ところで、江戸時代後期の芦嶽寺一山には、三左衛門が京都の吉田家より官位を受けたことで加賀藩の「御国法に背く行為」として、同藩から咎められ、藩公事場より禁牢を申し渡されたといった伝承があった¹¹。これについて前掲史料からは、京都の吉田家から神道裁許を受けたのは三左衛門ではなく、十三郎であることが確認できる。

さらに十三郎は神道裁許を受けた後も加賀藩から山廻り役として重用され、70歳までは存命している。したがって、吉田家からの神道裁許の件が直接的な原因となって、十三郎

家及びその俵の五左衛門家が断絶したとは考えにくい。十三郎家が十村及び山廻り役として活躍していくなかで、芦峯寺一山の宗教者の身分を保持しつつも、任務の性格上、次第に切り離されていったものと考えられる。さらに後にはその山廻り役も芦峯寺衆徒の職掌からはずされ、浮田家が担うようになった。立山信仰の宗教的世界と山廻り役が完全に切り離されたわけである。その際、それこそ十三郎家は、加賀藩の国境に関する機密を熟知し過ぎた家系として、家を断絶された可能性はある。

2. 芦峯寺衆徒と武家の権威

幕末期、芦峯寺 38 軒の宿坊家のうち、江戸に檀那場を保持した宿坊家は宝泉坊・吉祥坊・実相坊・相栄坊の 4 軒であり、この他、福泉坊も他地域の檀那場へ向かう際に經由地として江戸に若干の檀那場を保持していた¹²。

芦峯寺一山会や芦峯寺雄山神社、芦峯寺旧宝泉坊には、前述の 5 軒の宿坊家のうち、宝泉坊・吉祥坊・福泉坊の江戸時代後期の檀那帳や廻檀日記帳、勸進記などが多数現存している。なかでも特に豊富に残っているのは宝泉坊に関わるものである。そのいくつかをあげると、享保の頃に成立したと推測されるものが 3 冊あり、その他、江戸時代後期のものとして、文政 9 年（1826）『越中立山芦峯寺集帳（裏表紙・新吉原五町分 世話人新助）』、天保 10 年（1839）『御祈祷檀那帳控 立山芦峯寺宝泉坊照円』、嘉永 6 年（1853）『御祈祷□（1 字欠損）』、安政 2 年（1855）『奉納帳 越中国立山宝泉精舎』、安政 5 年（1858）『受納記 越中立山宝泉精舎』、安政 6 年（1859）『配札日記帳 越中州立山宝泉精舎』、文久 2 年（1862）『御本丸等初穂覚 越中立山宝泉坊控』、文久 4 年（1864）の表題のない「布橋大灌頂法会勸進記」、元治 2 年（1865）『檀那廻勤帳 越中立山宝泉精舎控』、慶応 2 年（1866）『東都檀那帳 越中立山宝泉坊興昶控』、慶応 3 年（1867）『檀波羅密越中立山宝泉坊』、慶応 4 年（1868）『檀那廻日記 越中立山宝泉精舎興昶控』などがある。

ところで江戸において、江戸時代初期以来の幕府ならびに大名の武家屋敷には上屋敷・中屋敷・下屋敷があり、その全てがお屋敷と呼ばれ、そこには江戸に永住する幕臣家族・大名家族が生活し、広範な大人口の上流社会が成立していた。

こうした江戸の特徴により、例えば宝泉坊と師檀関係を結んだ江戸の信徒の身分を前述の史料から見ていくと、もちろん屋号を持つ商人や職人、吉原関係者などの町人の信徒が多いが、その一方で宝泉坊が幕臣や諸大名の居屋敷・藩邸、さらにその家臣が居住する長屋にも出入りしていたことから、武士の信徒もかなり多く見られる。

筆者はかつて、拙著『江戸城大奥と立山信仰』¹³において、宝泉坊の江戸での檀那場形成と廻檀配札活動の展開について、上流社会の信徒にも着目し、既にある程度論じている。その詳細については同著を参照していただきたいが、本章では本題に直接関わることとして、同著の内容から、宝泉坊とまさに外部権威といえるような有力信徒との師檀関係を抽出・整理しておきたい。

宝泉坊の信徒は、享保期（1716～1735）から嘉永期（1848～1853）にかけてのいずれの時期も、江戸御府内の各地域のうち浅草・日本橋・京橋に比較的多く分布していた。

享保期には、江戸の間屋商業の中心地である日本橋や御用達商人の拝領地がならぶ京橋に信徒が多く分布しており、屋号を所持する商人が信徒総数の約 80.5% を占めていた。また、享保期から嘉永期を通して、浅草には最も多くの信徒が分布していたが、その中核となっていたのは新吉原関係の信徒たちであった。姥尊信仰を基盤にもち、血盆経信仰や布橋大灌頂など女人救済を前面に打ち出した立山信仰と女性の苦界である新吉原との間に需要と供給が成立し、同地に立山信仰が予想以上に根付いたのであろう。これらの三地域が他所に先駆けて江戸の那場の中核になったと考えられる。この地域での勸進布教活動を中核としながら芝や深川など、次第に他地域にも拡大していった。

このように、宝泉坊は早くから新吉原を江戸の檀那場の中核地としていた。そして、文政初期までは衆徒が新吉原に直接出入りし、各茶屋を自分自身が回って初穂を徴収するかたちをとっていた。しかしその後、新吉原に立山講の組織が成立し、世話人を立てて初穂の徴収を委託するかたちに切り替えられたと考えられる。

前述のとおり、享保期の信徒たちの身分を見ていくと、屋号を持つ商人が全信徒数の約80.5%を占めており、その後、享保後期から宝暦後期の間で諸大名やその家臣などと師檀関係を結ぶ事例が増加している。檀那帳や廻檀日記帳を管見する限り、享保後期の阿波淡路徳嶋藩第7代当主「蜂須賀宗英」がその最初であり、後の宝暦後期以降になると、大名本人が師檀関係を結ぶ者としては、陸奥白川藩第2代当主「松平定邦」や伊勢桑名藩第2代当主「松平忠刻」、日向延岡藩初代当主「内藤政樹」などが見られ、家臣が師檀関係を結ぶ者としては、紀州和歌山藩第7代当主「徳川宗将」や備中松山藩第2代当主「板倉勝武」、常陸府中藩第6代当主「松平頼濟」、武蔵川越藩初代当主「松平朝矩」、駿河田中藩第2代当主「本多正珍」もしくは第3代当主の「本多正供」、伊勢長嶋藩第6代当主「増山正寧」、遠江相良藩初代当主「田沼意次」あるいは第3代当主「田沼意正」らが見られる。この頃から宝泉坊衆徒は諸大名をも含む武士身分の人々に対して積極的な勧進布教活動を展開し、旗本屋敷や諸藩の藩邸にも出入りするようになり、旗本や藩士、時には藩主本人とさえも師檀関係を結ぶことに成功したようである。

そうした宝泉坊衆徒歴代の江戸の上級身分者に対する意欲的な勧進布教活動は、文化初期から天保後期に活躍した同坊第61代衆徒の照円によってさらに勢いを増した。

照円は江戸の檀那場での旗本屋敷や諸藩邸巡りで築いた旗本や諸大名たちとの師檀関係に止まらず、江戸城内部にまで立山信仰を布教しようとした。そしてこの頃が、江戸の檀那場では武士の信徒数が商人の信徒数を上回った点で、檀那場の大きな転換期を迎えた時期であった。具体的な数値で見えていくと、屋号を所持する商人の信徒数は享保期の檀那帳では信徒総数の約80.5%であったが、嘉永6年(1853)の檀那帳では信徒総数の約46%となり、半数を下回っている。このように檀那場の信徒の身分の傾向が切り替わっていくなかで、宝泉坊はこの時期、三河国西尾藩松平(大給)家・第3代当主「松平乗寛」などの幕閣大名や江戸幕府第12代将軍徳川家慶付け御年寄山野井(江戸城本丸大奥老女)、徳川御三家のうち尾張・紀州徳川家など、近世身分制社会の最上層の人々にも勧進布教活動を展開し、師檀関係を結ぶことに成功している。

現存の立山信仰関係の史料を管見する限り、芦峯寺宝泉坊と江戸城大奥との関係を示す史料の初出は、宝泉坊の土蔵から見つかった天保3年(1832)の文書であるが、そこからは、江戸幕府第11代将軍徳川家斉の夫人の広大院に仕える大奥女中たちとの関係がうかがわれる。なお、当時の宝泉坊当主は前述の照円であった。

その後も、江戸幕府第12代将軍徳川家慶に仕えた上臈御年寄(大奥女中の最高位)の山野井、さらに幕末期には、将軍世子徳川家定(後の江戸幕府第13代将軍)に仕えた上臈御年寄の八重嶋、徳川家定の夫人の天璋院篤姫や側室の豊儉院(お志賀)、江戸幕府第14代将軍徳川家茂の夫人の皇女和宮、彼女たちに仕えた大奥女中らとの関わりが見られる。この他、先に、宝泉坊と三河国西尾藩松平(大給)家・第3代当主「松平乗寛」との師檀関係を指摘したが、その長男で西尾藩・第4代当主松平乗全のような老中や徳川御三家をはじめ、安芸広島藩浅野家、加賀金沢藩前田家らの諸大名家、さらには徳川家菩提寺の伝通院との関わりも見られる。

さて、宝泉坊照円の跡を継いだ第62代泰音はもと芦峯寺福泉坊の次男であり、後に宝泉坊照円のもとに養子として入ったが、その直後に照円が亡くなってしまった。そのため、照円と泰音の親子と一緒に江戸の檀那場で廻檀配札活動を行うことは、ほとんどなかったはずである。そうなると当然、江戸の檀那場における活動内容や檀家、人脈などの引き継ぎも満足に行えず、照円がせっかく築いた江戸城大奥や諸大名家との関係なども急激に失われていったと考えられる。しかし、その後次第に泰音の廻檀配札活動が軌道に乗ると、彼も父と同様に江戸城大奥や諸大名家との関係を再度築こうとしている。その際には、父

・照円の時代に彼の勸進布教活動を支えた広大院付の善珠院や妙智院らの大奥女中が今度は泰音の勸進布教活動を支援するようになった。彼女たちが江戸城内に入れない泰音に代わって、立山信仰に関わる勸進記や勸化帳を城内に持ち込んでいる。そして、立山曼荼羅（現、立山曼荼羅「宝泉坊本」）も持ち込まれている。

文久元年(1861)の衆徒泰音の廻檀日記帳を読むと、同年の4月21日から5月6日の15日間、江戸城本丸と二の丸に宝泉坊の立山曼荼羅(現、立山曼荼羅「宝泉坊本」)が持ち込まれ、城内の人々に鑑賞されていたことがわかる。さすがに泰音は城内に入れなかったようで、そのときの様子は記されていない。だがこのとき、大奥女中たちだけでなく、将軍徳川家茂や天璋院篤姫も立山曼荼羅を鑑賞した可能性はきわめて高い。ただし和宮は降嫁前であり、鑑賞していないはずである。ちなみに、その立山曼荼羅は宝泉坊と師檀関係を結ぶ幕府老中の松平乗全が、安政5年(1858)に自ら描いて同坊に寄進した作品であった。表具には乗全が将軍世継徳川慶福(のちの第14代将軍徳川家茂)からかつて拝領した衣服が用いられていた。乗全は江戸城で老中として影響力があったが、その乗全と泰音とは西尾藩邸で度々面談するなどきわめて親密な関係にあり、江戸城などでの立山曼荼羅の回覧についても、乗全が後ろ盾となって、宝泉坊の活動を支援していたのではないかと考えられる。

ところで、立山曼荼羅「宝泉坊本」が江戸城内で鑑賞された際には、宝泉坊への勸進記も一緒に回されていたので、翌年、宝泉坊は多額の初穂料を得ていた。文久2年(1862)4月の「御本丸等御初穂覚越中立山宝泉坊控」によると、尾張藩邸や紀州藩邸、加賀藩邸、伝通院などから得た初穂料とともに、江戸城御本丸から得た初穂料も記されており、ちなみに、天璋院篤姫と将軍家茂はそれぞれ300疋、和宮は200疋の初穂料を宝泉坊に納めている。この史料に和宮の名前が見られるのは、同年(1862)2月に家茂と和宮の婚儀が執り行われ、既に和宮が江戸城に入居していたからであろう。文久元年(1861)に立山曼荼羅が江戸城に持ち込まれた出来事は、大奥女中たちの立山信仰ブームに一層火を付けたと考えられる。文久2年(1862)に降嫁した和宮は、そのまっただ中に入ったことになる。

一方、江戸城内での勸進布教活動と繋がることとして、立山信仰が大名家間の親戚関係を媒体として、江戸の上流社会で伝播した。幕末期に宝泉坊が立山信仰の勸進布教活動を試みた諸大名家のうちの教家は、江戸幕府第11代将軍徳川家斉の時代の江戸城大奥の人々と関係があった。例えば安芸広島藩の場合は、家斉と側室お美代の方(専行院)の間に生まれた末姫が広島藩第九代藩主浅野齐肃の正室となり、御住居様として、姫様と奥女中の一集団で立山信仰を広島藩邸に持ち込んだ事例である。同じような事例は加賀金沢藩前田家でも見られる。家斉と側室お美代の方の間に生まれた溶姫が金沢藩第13代藩主前田齐泰の正室となり、やはり御住居様として立山信仰を金沢藩邸に持ち込んだ事例である。さらに、これらの親戚関係を中心に、立山信仰に関心を示す大名の娘が別の大名家に嫁ぐといったかたちで、新たな親戚関係のもとに、筑後久留米藩有馬家や武蔵川越藩松平(越前)家、讃岐高松藩松平(水戸)家、三河岡崎藩本多家、下総多古藩松平(久松)家などの大名家に立山信仰が持ち込まれたと考えられる。

この他、家斉と側室お八重の方(皆春院)の間に生まれた盛姫が肥前佐賀藩第10代藩主鍋島直正の正室となり、御住居様として、姫様と奥女中の一集団で立山信仰を鍋島藩邸に持ち込んだ事例も見られる。さらに佐賀藩主鍋島直正の娘が武蔵川越藩松平(越前)家に正室として嫁ぎ、やはり立山信仰が持ち込まれている。こうした大名の娘が他の大名家に嫁いで立山信仰が持ち込まれる事例は、宝泉坊と師檀関係を結んでいた三河西尾藩松平家を中心として、豊後杵築藩松平家や美濃大垣藩戸田家にも見られる。

前段で、文久元年(1861)の4月と5月の2ヶ月間に、宝泉坊の立山曼荼羅(現、立山曼荼羅「宝泉坊本」)が江戸城や諸大名屋敷などで回覧された一件について述べたが、そこに登場する大名家は、安芸広島藩浅野家や加賀金沢藩前田家、さらに家斉の子息が藩主である尾張名古屋藩(第11代藩主徳川齐温)と紀伊和歌山藩(第12代藩主徳川齐彊)であり、いずれも家斉の時代の大奥と関係が深い家々である。

さて、宝泉坊が江戸城本丸と二の丸をはじめ、このように諸大名家にまで立山信仰の布

教・勸進活動を繰り広げることができた理由は、徳川家菩提寺でとりわけ家斉の子どもたちの墓を多く持つ伝通院が、両者の間で仲介者としての役割を果たしてくれたからである。しかも、寮司や内役の位の僧侶たちにとどまらず、伝通院の最高責任者である僧正の大宣が直接関与し、個人レベルではなく寺院レベルで宝泉坊に協力していたことは注目すべきである。さらに旗本の永井家や朝岡家も家人が江戸城大奥や大名家の大奥と関係を持ち、宝泉坊がそれぞれへ勸進布教活動の手を伸ばす際には世話人となって、大きな役割を果たしていたのである。ただし、ここでの重要なポイントは、宝泉坊が伝通院はもとより、他の各宗派の仏教教団や寺院などと、一切、本末関係を結んでいないことである。

このように宝泉坊が江戸の仏教界と本末関係を結ばなかったからか、同坊が江戸で上級身分の人々と交流を重ねて師檀関係を結んでも、加賀藩が同坊の宗教活動に対して何らかのかたちで歯止めをかけることはなかった。

考えようによっては宝泉坊が江戸の上級身分の人々と師檀関係を結んで勸進布教活動を行えば、同坊に信徒たちからの布施金が入り、さらにその一部が次章で述べるように祠堂銀として加賀藩にも献じられるので、同藩にとっても外貨獲得として利益があるわけである。したがって宝泉坊が武家の権威と結びついても、加賀藩はそれを阻止することはなかった。或いは元来、加賀藩が宝泉坊の江戸での勸進布教活動の実態を全く把握していなかった可能性もある。はたまた把握していたとしても案外無頓着だったのかもしれない。いずれにしろ、芦崎寺一山の衆徒たちは宝泉坊をリーダー格として、彼らの勸進布教活動のなかで武家の権威を誇示することは可能であった。

3. 江戸時代幕末期における宝泉坊泰音の危機

江戸時代後期、芦崎寺衆徒・社人・門前の百姓に対する加賀藩の身支配が混乱した。加賀藩は嘉永6年(1853)に芦崎寺一山衆徒に対し、「法義」すなわち宗務に関しては寺社奉行の支配で、山方・高方に関しては郡・改作奉行の支配とする裁定を下した。しかし、芦崎寺衆徒はこの裁定に対し藩に不服を訴えた。万延元年(1860)に改めて加賀藩の裁定が下されるが、内容はそれまでと同様であった。

こうしたなかで、万延2年(1861)2月に、芦崎寺では山方・高方目代の役職を設け、江戸の檀那場でも大活躍中の宝泉坊泰音がその役職に就いた。文久元年(1861)8月、泰音は秋縮御請印章を提出するにあたり寺社奉行に連絡し、その指示に従って御請印章の提出を猶予した。この泰音の行為に対し、改作奉行は秋縮御請印章が寺社奉行の管轄書類でないことと厳重に注意し、泰音を罰した。ただし、この一件は元来、泰音が寺社奉行の指示に従ったために生じた手違いであったため、改作奉行は泰音の罪を一等免じて、追込を申し渡した。そしてそれも文久元年(1861)12月に許している¹⁴。

ところで、泰音が藩から罰せられたにもかかわらず、最終的に許された理由として、宝泉坊が江戸の檀那場での廻檀配札活動による利益を祠堂銀として寺社奉行所に預け入れていたことが幸いしたのではないかと考えられる。泰音は弘化3年(1846)5月に20両、嘉永2年(1849)4月に80両、文久2年(1862)8月に100両、文久3年(1863)7月に100両といった具合に、寺社奉行に対し度々大金を預け入れている¹⁵。ただし、これは預け入れというよりは、実際には返還の見込みのない上納そのものであった¹⁶。おそらく、こうした泰音のそれまでの藩への多大な献金が考慮され、罪を許されたものと推測される。

このように、泰音は幕末期に唯一藩への対応を誤ってしまったが、それも事なきを得ることができ、宝泉坊の幕末期の家勢状況は総体的には頗る良好だったといえる。

4. 芦峯寺・岩峯寺の争論と「立山大先達の免許状」

江戸時代、立山衆徒の立山に関する宗教的権利には、大きく2種の権利があった。まず、山の管理権であり「立山本寺別当（立山の宗務を代表として取り締まる長官）」の職号の使用権や立山山中の宗教施設の管理権（立山峰本社や室堂など）、入山者から山役銭（入山税）を徴収する権利、禅定登山者や参詣者が持参してきた納経帳に記帳するための納経受付所の設置権などがあった。もうひとつは各地での布教権で、加賀藩領国内外で廻壇配札活動を行う権利や同藩領国内で出開帳を行う権利などがあった¹⁷。

これらのうち、山に直接関わる権利は、江戸時代の中期まで、両峯寺がほぼ同等に持っていた。しかし、岩峯寺が山の管理権を次第に独占するようになり、宝永6年（1709）から両峯寺の間で争論が起ると、加賀藩公事場奉行（最高裁判所）は正徳元年（1711）に裁定を下し、以後、立山の山腹にある芦峯寺と里にある岩峯寺の立地条件を全く考慮せず、立山に最も近く山を知り尽くした芦峯寺には山の管理権を一切与えず、むしろ山から閉め出すように、各地での布教権、つまり加賀藩領国内外での廻壇配札活動を行う権利を認めた。もっとも芦峯寺日光坊所蔵の慶長9年（1604）の段間文書から、この頃既に芦峯寺衆徒の日光坊や与十郎が、三河国設楽郡や美濃国武儀郡、尾張国知多郡に、その規模は不明だが檀那場を形成・保持していたことが確認できるので、正徳元年（1711）の公事場奉行の裁定は、芦峯寺衆徒がそれまでどおり廻壇配札活動を行う権利の追認ということであったのだろう。一方、里人である岩峯寺には、前述の山の管理権を与えた。加賀藩は岩峯寺の廻壇配札活動や出開帳については裁判では特に言及しておらず、同寺の宿坊家の何軒かは廻壇配札活動も行っていたが、芦峯寺ほど積極的ではなかった¹⁸。

このように、加賀藩は互いに不都合が生じるように権利を分与したので、当然ながら両峯寺の間で、互いの権利侵犯を巡る争論が度々繰り返された。争論は大きく分けて宝永期から正徳期、文化期、文政期から天保期の3度勃発したが、その度に加賀藩公事場奉行で裁判が行われ、芦峯寺一山の顧問弁護士の僧侶・龍淵（元、高野山学侶）の尽力により、最終的には天保4年（1833）9月に、公事場奉行から岩峯寺の藩領国外での出開帳と配札の禁止、及び万一違反者を発見した場合の報告の義務など、芦峯寺にとっては一応勝訴といえる判決が下され落ち着いた¹⁹。しかし、山役銭の徴収権など立山の山自体に関わる諸権利はもとより、六十六部納経所の設置権及び納経帳の発行権、「立山本寺別当」の職号の使用権は実質上、今後永久に許可されることが確定した。これ以後、芦峯寺の勧進活動の手段は藩領国内外からの参詣者による宿泊料や、藩領国内外での廻壇配札活動、自村での布橋灌頂会などに求めざるをえなくなった²⁰。さらに藩からは追い打ちをかけるように、護符や請取書などの表記について厳しい規制を受けた²¹。

一方、岩峯寺は藩領国外の国々での出開帳は厳禁され²²、また藩領国内での出開帳についても、これまでとは異なり、立山山中あるいは岩峯寺境内地の諸堂舎などのよほど大がかりな修復事業でもない限り、容易には許可されなくなった²³。ところで、判決では岩峯寺の藩領国内での廻壇配札活動については全く言及されていない。そのためか、岩峯寺宿坊の一部は天保4年（1833）の判決以降も、藩領国内で廻壇配札活動を行っていた。具体例として、岩峯寺中道坊には、弘化2年（1845）の廻壇配札を基本に嘉永4年（1851）の分までを書き加えた『加州石川郡廻壇牒』が残っており、その内容から同坊が天保4年（1833）の判決以降も、藩領国内石川郡で廻壇配札活動を行っていたことが窺われる。ただし、この檀那帳には「弘化四上ル」とか「嘉永二上ル」といった記載が多く見られ、どうやら中道坊の廻壇配札活動は、芦峯寺衆徒が毎年定期に行った伝統的な廻壇配札活動とは異なり、一過的な性格が強いものであったようである。やはり、天保4年（1833）の判決以降、岩峯寺は根本的には廻壇配札活動に消極的になったと考えられる。

ところで、文政期から天保期にかけての争論で問題となったのは、岩峯寺衆徒の出開帳による勧進布教活動であった。

岩嶽寺衆徒は、安永期頃から出開帳による勸進活動を行うようになり、文化・文政期に入るとその回数も著しく増加した²⁴。岩嶽寺の出開帳は、本来、立山山中諸堂舎の修復費用などの捻出を名目に、寺社奉行の許可のもと、藩領国内各地の寺院を宿寺とし、開催期間を定めて行われるはずのものであった。なお出開帳で上がった散銭は、岩嶽寺衆徒と宿寺が事前に取り交わす契約に基づき、そのなかから油・蠟燭料などの必要経費の支払いを済ませ、残金を宿寺が7から6分、岩嶽寺衆徒が3から4分の割合で受け取るのが通例であった²⁵。

岩嶽寺衆徒が藩領国内でこのような出開帳を行うかたわら、一方では、衆徒の一部が藩の許可を得て、あるいは無許可で藩領国外の芦嶽寺の既存の檀那場で出開帳を行い、以後これを契機として同地で芦嶽寺衆徒とニアミスを起こしながら毎年配札活動を行うようになった。文政期に入ると岩嶽寺衆徒の藩領国外での勸進活動はより活発化し、文政2年(1819)に中道坊と玉蔵坊、六角坊が越後国²⁶で、文政5年(1822)に明星坊と円林坊が美濃国で²⁷、文政6年(1823)に玉蔵坊が美濃国で²⁸、同年、明星坊と円林坊が尾張国で²⁹、文政7年(1824)に多賀坊や六角坊が越前国で出開帳を行っている。特に越前国で勸進活動を行った多賀坊と六角坊は、出開帳を契機に当地で芦嶽寺の檀那を引き込み、講組織を結成し、毎年配札に訪れるようになった³⁰。

このように、岩嶽寺の出開帳を利用した芦嶽寺的な廻檀配札活動はより過激になり、天保2年(1831)9月から翌年にかけて、惣持坊と般若院が信州の芦嶽寺の檀那場に入り込み出開帳と配札を行うかたわら、これまでに前例のない大規模な出開帳の巡業を計画するに至る。すなわちその内容は、越後糸魚川辺より小谷四ヶ条、信州松本城下辺、信州伊那郡、さらに三河、遠州、駿河国、甲州甲府、信州諏訪郡、信州上田辺、上州高崎、武蔵国、江戸表の各地を出開帳を行いながら巡業するもので、藩からは事前に許可を得ており、さらに京都御所からの「立山大先達の免許状」を用意していた³¹。しかし、この出開帳巡業計画は芦嶽寺側に事前に発覚し阻止された³²。

その経過を具体的に見ていくと、天保3年(1832)12月、信州で廻檀配札中の芦嶽寺衆徒はこの計画を察知し芦嶽寺へ急報した³³。芦嶽寺ではこの事態を深刻に受けとめ、龍淵に相談のうえ藩に嘆願書を提出して善処を求めた。これに対して藩は、天保4年(1833)1月、芦嶽寺に「岩嶽寺の出開帳は認めない。また同寺の関係者に対する詮議を行う予定である」と返答した³⁴。しかし、同年2月、藩が岩嶽寺玉泉坊を召し出し事情説明を求めると、玉泉坊は般若院と惣持坊を3年前からの出奔者であると弁明し、信州で起きた問題についてはその責任を逃れた³⁵。結局、藩は出奔人の届け出を怠ったとして、岩嶽寺の老僧三名に対し謹慎処分を下したが、岩嶽寺の諸国での出開帳や廻檀配札活動の禁止を求めた芦嶽寺の要望は受け付けず、何の措置も講じなかった。この判決に対して芦嶽寺は納得ができず、信州高遠の惣持坊の定宿等を調査し、惣持坊と般若院の出奔が岩嶽寺の虚言であることや、信州で「立山大先達の免許状」と称すものを発行していること、さらに中道坊が越後高田城下に進出し配札を行っていることなどをつきとめた。そして龍淵の指導を受けて、これらの事実を整理した願書を作成し、藩に提訴した結果、藩はようやく本腰を入れ、芦嶽寺と岩嶽寺の双方の関係者を公事場奉行所に召し出し詮議を行うことを決定した³⁶。さて、龍淵は来る詮議の際の藩当局の質問事項を事前に察知しており、詮議に赴く衆徒に対して答え方を丁寧に指導している³⁷。その際、龍淵は元高野山の学侶としての学識から「大先達」の正しい意味を詳しく解説し、そのうえで岩嶽寺が称する「立山大先達の免許状」が、岩嶽寺衆徒によって捏造された偽文書であることを明らかにしている³⁸。そして、その最終判決の内容は、前述の天保4年(1833)9月の内容であった。

5. 岩嶽寺衆徒と公家・門跡寺院の権威

5-1. 岩嶽寺衆徒と公家・門跡寺院との関係を示す史料

岩嶽寺衆徒は明和期に公家の山井家・町尻家と、また天保後期には天台宗の関東総本山である寛永寺（東叡山）³⁹や天台宗の三門跡寺院に数えられる青蓮院⁴⁰と関係を持つことで、その権威を自分たちの勸進布教活動に利用しようとした。だが、岩嶽寺衆徒のそうした行為は、ライバルの芦嶽寺衆徒にとって勸進布教活動上、死活問題になりかねず、芦嶽寺は即座に加賀藩に対して許可しないように訴え出ている。宝永6年（1709）から度々繰り返されてきた芦嶽・岩嶽両寺間の争論に対し、天保4年（1833）に加賀藩の最終判決が下ったとはいえ、両寺間でまだまだ争論時の不満がくすぶり続けている時期であった。

さて、岩嶽寺が加賀藩の外の権威を得ようとしたことに始まる一連の騒動については、芦嶽寺側と岩嶽寺側の双方にそれに関する文書が残されている。まず、芦嶽寺側の文書を見ていくと3種類残されており、①天保13年（1842）「芦嶽寺岩嶽寺 山格古式改帳 立山芦嶽寺控」⁴¹と②同年「当山速要御用留 定目代」⁴²、③天保12年（1841）「明和年中菊桐之御紋之ニ付御窺奉申上候書付之写 立山芦嶽寺」⁴³がそれである。

①「芦嶽寺岩嶽寺 山格古式改帳 立山芦嶽寺控」の表紙には表題と共に、この文書の内容を要略した「岩嶽寺、粟田青蓮院宮様之配下ニ相成度趣ニ而、京都願主院と申僧ニ取組仕、右宮様御奉書到来、却而山閣等致忘失御答之筋、両寺江相渡り候御書立御請、并ニ岩嶽寺御答宥之始末」の文言が記されており、芦嶽寺一山の側の一連の騒動に対する詳細な記録文書となっている。②「当山速要御用留 定目代」は、様々な文書の抜き書き集で、その中に、「芦嶽寺岩嶽寺 山格古式改帳 立山芦嶽寺控」の一部分が掲載されている。③「明和年中菊桐之御紋之ニ付御窺奉申上候書付之写 立山芦嶽寺」は、岩嶽寺と青蓮院との本末問題が起きる以前の明和7年（1770）にも、岩嶽寺は京都の公家より菊桐紋布幕などの寄贈を受けるなど、関係を持つようとしていたことがあり、その際に芦嶽寺が岩嶽寺を牽制して寺社奉行に報告した風聞書の写しである。いずれも一連の騒動に対する芦嶽寺側の公式記録集といえる文書である。

一方、岩嶽寺側の文書を見ていくと、④明和6年（1769）7月20日「京都問答筆記 密蔵坊長清 立山衆徒宛、安福勝太左衛門書状付〔大行殿御内〕、般若院」⁴⁴、⑤明和7年（1770）7月「覚、立山大権現へ幕・提灯等寄附状 山井勘解由次官→立山別当立山寺」⁴⁵、⑥同年（1770）9月「口述、中御門院末広奉納状 町尻三位如水→立山別当立山時」⁴⁶、⑦同年（1770）9月「町尻三位寄附目録 町尻三位内安福隼人→越中立山別当中」⁴⁷、⑧同年（1770）9月「町尻家御寄附状之事 町尻家安福隼人→立山別当立山寺衆僧中」⁴⁸、⑨成立年月日未詳「覚（寄附目録、安福隼人筆跡）」⁴⁹、⑩明和8年（1771）「岩嶽寺の旅の文并歌一首 安福」⁵⁰、⑪同年（1771）「立山山麓よりの文并歌二首 安福」⁵¹、⑫天保11年（1840）11月「青蓮院坊官挨拶状 進藤刑部卿法印等3名」⁵²がある。これらの岩嶽寺側の文書は、公家の町尻家や青蓮院との関係を記したものばかりで、一連の騒動を記録した文書は見られない。

さて、以上の史料のうち、まず、岩嶽寺が青蓮院に接近する以前に公家の山井家や町尻家と関係を持つとするが、③から⑩の史料を基にその実態を分析していきたい。次に①・②・⑫の史料を基に青蓮院に関わる岩嶽寺と芦嶽寺の一連の騒動の実態を分析していきたい。

5-2. 岩嶽寺衆徒と公家の権威

岩嶽寺衆徒と公家の山井家との関係を示す初見の史料は、次の⑤明和7年（1770）7月

「覚、立山大権現へ幕・提灯等寄附状 山井勘解由次官→立山別当立山寺」【史料2】である。この山井家は藤原北家水無瀬家庶流の公家であり、縫殿助桜井兼里の次男・山井兼仍を祖とする。家格は羽林家（撰家・精華家・大臣家につぐ家格）で、江戸時代の石高は御蔵米 30 石であった。

【史料2】

() 内の西暦の記載は、筆者によるものである。

覚

今般祈願有之二付、立山大権現前へ当家定紋菊桐紋附幕染壺張、晒壺張、同紋附丸提灯四張、被致寄附候。寺内之外へ被用候事賢無用候。以上。

山井勘解由次官胤家
岡本左膳（印）

明和七庚寅年（1770）七月

越中国立山別当
立山寺殿

この史料より、越中国立山別当立山寺（岩嶽寺）が、明和7年（1770）9月に山井勘解由次官胤家の岡本左膳と称する人物より、立山大権現の宝前へとして、山井家の定紋である菊桐紋が入った幕染や晒、丸提灯などを寄付されたことがわかる。なお、当時の山井家の当主は第4代山井兼敦（元文4年〔1739〕～寛政元年〔1789〕）であった。

次に、町尻家との関係を示す初見の史料は、④明和6年（1769）に岩嶽寺密蔵坊長清が記した「京都問答筆記」である。これまで紹介されることがなかった史料であるので、以下【史料3】として翻刻しておきたい。

【史料3】

() 内の西暦の記載は、筆者によるものである。

京都問答筆記

明和六年（1769）六月廿六日出殿之刻、安福勝太左衛門様より御口上。

其山法式誰より授与之事。

答、一山功臈より受用と申上候。引導等も右古老相勤られ申哉之事。左様と申上。

立山神躰何レニ候哉之事。

伊弉諾・伊弉躰尊社号延喜式内雄山神社之由申上候所、預メ答候得共、猶為念如斯迫而右之通可被達と御申候而、旅宿帰り候。

同年（1769）七月十九日、御殿より安福勝太左衛門様御使礼到来ニ付、昼時ニ参殿仕所、勝太左衛門様御挨拶。只今普賢院を以、其山寺法之尋可有之旨、此儀僧正等御指図之旨ニ候間、万事書問違様ニ一々御相答と御申、則、勝太左衛門様御案内ニ而、頓而、彼御僧御出ニ而、先永迄留残、具ニ挨拶、且御末寺之願在之哉、勝太左衛門より委細被申聞候。

其山天台宗ニ候哉之事。

答、左様ニ而御座候。

天台宗ニ候は叡山ニ而修学仕候哉事。

左様ニ而ハ無之、立山之儀ハ縁起ニも御座候通り、諸仏菩薩向峯等あり。依之釈迦・文殊よりして祖々伝来ニ御座候。

加行灌頂ハ如何と尋之事。

右両様、立山ニ而相勤来り候旨申上候。

阿闍梨と申ハ在之候哉事。

立山修行功ノ重キ仁を以、上座とし、是を以、山々阿闍梨と崇敬仕候。

其山千年餘々事なれば、伝教大師以前之儀なるにより、伝教大師伝来渡天台宗と申儀ニ而可有之由之事。

天台宗は伝教大師以前にも本朝ニ渡りあり申哉、猶更立山ハ先刻も申上候通り、文殊よりの相伝、況縁起表仏菩薩影向峯在有之浄土山ニ而、信心之者は影向加被之儀難申上、立山之灌頂ハ穀断灌頂（此式返問被申候）申伝、猶亦伝来之事、旧記委悉ニ在之、祖々旧跡尔今御座候と申上候。

左様ニもありなん。外ニも其例在之儀と御申、且又本尊ハ不動ニ而候哉御尋有ん。

峯ニハ弥陀・不動、麓ニハ阿・釈・葉ノ三尊ニ御座候（此処亦復式返問被申候）。

其山明山之心、兼而及承、富士山よりハ峻しき様ニ承、諸信心之者ハ仏菩薩申事も在之ヤの事。

決而トハ難申上、時宜にもより可申哉、信心ニもより可申哉。来迎ノ儀申ニ付、一尊を拝申もあり。三尊を拝申もあり。或ハ紫雲を拝申もあり。一向拝不申者も在之。地獄も左様ニ而、人々見別而候哉。光厳寺一世略破和尚拜終等。

其山肉食之由之事。

是有子砌、中興之開山慈興ニハ清僧ニ而在之。此慈興より世間流布仕候ニ付、靈宝等多ク在之申ニ付、清僧ニ而ハ散失仕ニ付、肉弟玉若、慈範と申ニ至、慈興命之妻帯ニ而当山可相勤旨を以、夫より妻帯ニ御座候。

然レバ山門ニ入り申儀ハ無之哉之事。

左様ニ而夫々衆、多峯在之申ニ付、其峯々ニ而行之儀異他伝受等頭ハニ難申演。依之外国より御入来之僧ニ而ハ勤り不申。山僧ニ而も老衰仕候而ハ不叶事御座候。以而山門トハ真儀等相違之旨兼而及承候。

其国本ニも天台宗在之旨、是等へハ交はり不申哉之事。

天台宗在之候得共、交り申儀無御座、山一統ニ而、顯密俱ニ交申儀無御座候。

其山不殘院号ニ候哉之事。

院号ハ少、坊号ハ多御座候。其中玉若之玉をかたとり申坊号も在之。多クハ顯密ニ法之坊号ニ而、先前より不相変候。

拙僧応対ニ及び申儀、先寺法之趣承り可申旨、僧正・坊官衆より被申付、万一外より妙法院来寺と承申所、おかしき品御在之等と申候而ハ不宜儀候。左様之趣ニ候得バ無子細事ニ候間、右之通、拙僧より僧正・坊官中へ可申達間、先々休息等可然候。

御尤之御儀承知仕事候。拙僧義不要様儀奉存候得共、只今被仰聞所御尤之御儀と存、挨拶候。

猶亦勝太左衛門可申聞と申置かれ、奥へ被入候。

右旅宿帰り申より、昼時ニ筆記仕候間、文言前後交乱有之候共、問答之表趣聊書間通留置候。頓首。

猶外ニ福氏御手い間相添遣し候。

密藏坊

長清（花押）

丑七月廿日

立山寺衆徒中

さて、この「京都問答筆記」は、岩嶽寺密藏坊衆徒・長清が公家・町尻家の関係者の安福勝太左衛門（以下、安福）と接触した際の長清による記録文書である。その概要は、明和6年（1769）の6月・7月に密藏坊の単独行動か或いは岩嶽寺一山の総意による行動かは不明だが、密藏坊が京都の何れかの有力寺院と本末関係を結ぶために、町尻家の関係者の安福にコンサルティングを依頼し、安福がそれを受けて実現のために画策した内容である。

具体的には、立山及び岩嶽寺一山が、開山以来のこれまでの歴史的な変遷のうえで、有力寺院と本末関係を結ぶだけの宗派的（天台宗）適性や品格を備えているか否かを、町尻家の御殿で普賢院と称する僧侶に口頭試問をしてもらって判定するといった内容である。

口頭試問の期日前の6月26日に密藏坊は安福の御殿に参殿したが、その帰り際に、安

福より口頭試問の例題として立山の法式や立山の神について質問されたが、一応はそつなく答えている。

7月19日に安福の使用人が密蔵坊を迎えに来たので、昼時に町尻家の御殿表(大行殿か)に参殿し、安福に挨拶をした後、早速普賢院より口頭試問を受けている。口頭試問の内容は概ね次のとおりである。「立山は天台宗ということであるが、比叡山で修学することはあるのか」、「加行灌頂はどのように行っているのか」、「立山で阿闍梨というのはどのような存在か」、「立山は千年以上も前から天台宗であるというが、それでは伝教大師(最澄)以前からということになるが、それはどういうことか」、「立山の本尊について」「立山の肉食・妻帯について」、「立山は天台宗といいながら、なぜ他の天台宗寺院と交流がないのか」などである。密蔵坊はこれらの質問をあらかじめ想定したようにもみえ、時にはいかにもこじつけのような答弁も見られるが、いずれに対しても比較的上手く答えて切り抜けている。この口頭試問には町尻家の坊官衆も絡んでおり、さらに京都の天台宗の名門寺院・妙法院⁵³の関与もちらつかせている。だが、その結果は記されていない。なお、この「京都問答筆記」には、口頭試問当日の7月19日付けで、安福が口頭試問に挑む密蔵坊を激励する添状が付けられており、そこに「大行殿御内安福勝太左衛門」と見られ、口頭試問も大行殿で実施されたと考えられる。

ところで、安福が町尻家の関係者であることは、この史料からは読み取れないが、前掲史料の⑦明和7年(1770)9月「町尻三位寄附目録 町尻三位内安福隼人→越中立山別当中」【史料4】に「町尻家安福隼人」と記載が見られことや、⑧明和7年(1770)9月「町尻家御寄附状之事 町尻家安福隼人→立山別当立山寺衆僧中」【史料5】にも「町尻三位殿内安福隼人」と記載が見られることから判定できる。

【史料4】

()内の西暦の記載は、筆者によるものである。

御寄附状之事

一、紫菊桐御紋御幕

一、菊桐御紋提灯

右は此度当家依御心願、越中国立山大権現之御神前へ永々被致寄附候。仍御寄附状如斯候畢。

町尻家

安福隼人(印)

明和七年(1770)九月

越中国立山別当

立山寺

衆徒中

【史料5】

()内の西暦の記載は、筆者によるものである。

一、後光明院宸翰(阿迦鳥、朱ノ子)、一軸。一、桜町院、御召料、白綸子御小袖(おふいひし)、巻。一、御冠、巻。一、菊桐御紋布御幕、巻封。一、大乘妙典、巻部。三位兼久卿写シ。右は山御信仰ニ付、三位殿より御寄付之者也。

町尻三位殿内

安福隼人

明和七年(1770)九月(町尻家印)

越中立山

御別当中

町尻家は藤原北家水無瀬流の公家である。権中納言水無瀬兼俊の次男具英を祖とする。

家格は羽林家（撰家・精華家・大臣家につぐ家格）で、江戸時代の石高は御蔵米 30 石であった。【史料 4】からは明和 7 年（1770）9 月、町尻家が安福隼人を取り次ぎ役に立て、立山別当立山寺衆徒中（岩嶽寺衆徒中）に、立山大権現の御神前への奉納として、紫菊桐御紋御幕と菊桐御紋提灯を寄付していることがわかる。菊桐は町尻家の定紋である。

【史料 5】からは、町尻家第 5 代当主の町尻兼久（正徳 5 年〔1715〕～天明 3 年〔1783〕）自身が立山に対し信仰心を抱き、安福を取り次ぎ役に立て、立山別当立山寺衆徒中に、後光明院⁵⁴宸翰や桜町院⁵⁵御召料・白綸子御小袖・御冠・菊桐御紋布御幕・兼久自身が書写した大乘妙典などを寄付していることがわかる。

町尻兼久は竹内式部⁵⁶について垂加神道・儒学を学んだ。桃園天皇に仕え、寛延 3 年（1750）従三位、宝暦 8 年（1758）正三位に任じられている。同年（1758）宝暦事件⁵⁷に連座して幕府により罰せられ、出仕を許されないまま、宝暦 10 年（1760）に出家。天明 3 年（1783）4 月 25 日に死去した。享年 69 歳。初名は兼久、改名して説久と名乗った。法名は如水である。このように兼久は竹内式部仕込みの尊王論者であり、宝暦事件ののち幕府に厳しく睨まれた存在であったから、もし加賀藩が兼久と岩嶽寺衆徒の関係をリアルタイムで知ったならば、双方とも危険な思想の持ち主とみなして、決して穏やかではなかったであろう。

兼久自身の立山別当立山寺衆徒中への寄進は前掲史料の⑥明和 7 年（1770）9 月「口述、中御門院末広奉納状 町尻三位如水→立山別当立山時」【史料 6】や⑨成立年月日未詳「覚（寄附目録、安福隼人筆跡）」【史料 7】からも確認できる。

【史料 6】

（ ）内の西暦の記載は、筆者によるものである。

口述

一、中御門院御末広一本、此度依心願之子細立山大権現之神前へ令奉納候畢。

明和七年（1770）九月 町尻三位入道如水

越中国立山別当
立山寺
衆徒中

【史料 6】は、口述を文章に残したとする史料であるが、この史料から、明和 7 年 9 月、兼久自身が立山大権現に対する心願から、中御門院⁵⁸の末広を立山別当立山寺衆徒中に寄付したとされている。この時期は前述のとおり、兼久が宝暦事件の影響で幕府に出仕を禁じられ、出家を余儀なくされた時期であり、町尻三位「入道如水」の法号が用いられている。

【史料 7】

覚

一、法華経、一部。

右ハ三位前、為母之追善、自被致書写候。

一、布幕、壹張。

一、方金百疋。

右、従三位前ニ相納候。

外ニ

一、同式百疋。

右去御方より御被納ニ成候。

以上。

この【史料 7】の成立時期は不明である。兼久が母の追善供養として自身が書写した法華経をはじめ、布幕や金銭を寄付したことを記している。信憑性に難があるが法華経は正

三位に任じられる以前に寄付したとし、また布幕と方金 100 疋は従三位に任じられる以前に寄付したとしている。従三位は寛延 3 年（1750）に、正三位は宝暦 8 年（1758）に任じられており、この史料が確かなものであれば、明和期以前から既に町尻兼久と岩嶽寺が繋がっていたことになる。

さて安福は、前掲史料の⑩明和 8 年（1771）「岩嶽寺の旅の文并歌一首 安福」と⑪同年（1771）「立山山麓よりの文并歌二首 安福」より、同年（1771）に町尻卿の御印をうけたまわって越中に下向し、岩嶽寺を訪れ、玉蔵坊に宿泊していることがわかる。これ以降、岩嶽寺と町尻家との関係を示す史料は見られなくなる。

5-3. 岩嶽寺衆徒と門跡寺院の権威

前述のとおり、岩嶽寺衆徒は、天保後期に天台宗の関東総本山である寛永寺（東叡山）や天台宗の三門跡寺院に数えられる青蓮院と関係を持つことで、その権威を自分たちの勸進布教活動に利用しようとした。しかし、もしそうなれば、岩嶽寺衆徒とライバル関係にある芦嶽寺衆徒にとっては死活問題であった。したがってたちまち岩嶽・芦嶽両寺間で争論となった。前掲史料の③天保 12 年（1841）「明和年中菊桐之御紋之二付御窺奉申上候書付之写 立山芦嶽寺」【史料 8】によると、芦嶽寺側は、岩嶽寺と青蓮院との本末問題が明るみに出た際に、これまでの岩嶽寺に対する風聞、すなわち前節で見てきた明和期の岩嶽寺衆徒と京都の公家との関係や、それに基づき寄進された品々について、加賀藩の寺社取次衆中の質問に対し、「風聞之品」として違法性を示唆しながら報告している。

【史料 8】

就御尋風聞之品申上候

一、岩嶽寺密藏坊与申衆徒、去夏中上京仕、又当夏茂罷登り候。其上当秋者永泉坊并誠順坊与申衆徒上京仕候。如何成企候哉与奉存罷有候処、京都より御寄府（ママ・府→付）之品と申立、菊桐之白幕壺張、菊桐之染幕壺張、菊桐之灯燈（ママ・灯燈→提灯）四張、白論子之小袖壺重、御冠・扇子并御筆之由ニ而掛物壺幅、御書三通、且又、坊中之内誰々ニ御座候哉、官位仕候由承申候事。

一、右之品、京都より拝領仕候由ヲ申立、十月廿二日、十三日、於岩嶽寺令披露、近郷村々より参詣人有之候事。

一、来夏中ニ者京都より勅使御座候由、就夫、御座所ヲ建申由風聞御座候事。

一、御先代様御時、立山之義ヲ、天台宗門一本寺与御定被成下候。然処、比叡山より手ヲ入、触下ニ可仕之由申来候得共、御国法ニ而御請不被極、今以立山ハ天台宗門一本寺ニ而御座候。其後ニ拙寺社人之内、佐伯三左衛門与申者、自身京都江罷越、吉田ニ而官位仕帰山仕候処、御国法ニ背申致方御答メ、御公事場ニ而禁牢被仰付候。如斯品ニよりケ様成趣御座候。岩嶽寺之様子見聞仕候処、近年真言宗門之袈裟ヲ掛ケ申義等、於拙僧共難心得奉存候上、又、今般之躰、京都ニ而官位仕候義、風聞之通ニ御座候者、岩嶽寺心得違与奉存候事。（～中略～）右等之趣、棟取企候者共、岩嶽寺坊中之内、明星坊・密藏坊・永泉坊・誠順坊・六角坊・玉蔵坊・実教坊・実相坊・円林坊等ニ而御座候由承候事。

右、御尋ニ付、風聞之品書記上之申候。以上。

立山

芦嶽寺 印

寅

十一月十六日

寺社取次衆中様

この【史料 8】には、岩嶽寺衆徒の密藏坊や永泉坊、誠順坊が上京して、岩嶽寺一山に

菊桐之白幕を1張、菊桐之染幕1張、菊桐之灯燈4張、白論子の小袖1重、御冠、扇子、直筆の掛物1幅、御書3通などの品々が寄進されたことが指摘されている。また、岩嶽寺宿坊家のうちの誰かが官位を得ようとしていたことも指摘されている。寄進された品々は、天保12年(1841)10月22日・23日の両日、岩嶽寺において披露され、近郷村々より参詣人が訪れたという。さらに、翌年(1842)の夏には、京都より勅使が訪れ、岩嶽寺に御座所を建てるといふ風聞があるという。

こうした岩嶽寺衆徒の活動に対して芦嶽寺衆徒は、加賀藩の寺社取次衆中に、先代の加賀藩主が立山の宗派を「天台宗門一本寺」に定めたことや、かつて天台宗総本山の比叡山より岩嶽寺一山が触下寺院組織になるように求めてきたが、加賀藩の法に基づいて受諾できず、したがって今なお立山が天台宗門一本寺であることを上申している。この他、かつて芦嶽寺社人のうち三左衛門が、京都の吉田家より官位を受けたことを加賀藩の「御国法に背く行為」として咎められ、藩公事場より禁牢を申し渡されたといふことも記されているが、これについては第1章で既に述べているので、ここでは省略したい。

さて、先述のとおり史料の①天保13年(1842)「芦嶽寺岩嶽寺 山格古式改帳 立山芦嶽寺控」は、岩嶽寺が青蓮院の末寺に帰属しようとして芦嶽寺と争論になった際の、芦嶽寺側の一連の争論に対する詳細な記録文書となっている。その中で、この文書の巻頭の部分は青蓮院の件が出てくる以前に、岩嶽寺実相坊が寛永寺と接触し、同寺の僧から岩嶽寺24坊の知行(1軒につき30石宛)を寛永寺に預け、立山別当として帰属してはどうかといった提案を受けた件や、第5章2節で指摘した岩嶽寺密蔵坊が公家と関係をもった件、さらにはその後、密蔵坊を仲介者として岩嶽寺玉蔵坊と円林坊が上京し、いずれかの宮家から論旨を頂戴して帰山した件、さらには寛永寺の僧が岩嶽寺を訪れ、岩嶽刀尾堂で子供たちに読経の稽古をつけたといふ件などが記されている。【史料9】。

【史料9】

覚

一、岩嶽寺実相坊江東叡山之僧ト申而八月罷越、岩嶽廿四坊老軒ニ付三十石宛知行相宛申候共、立山別当、東叡山へ差預ケ候而ハ如何ニ候哉と、示談有之趣ニ而、八九分も承知仕候共、老僧中より相止可宜義被申出、相止申義ニ風聞。就夫、岩嶽寺密蔵坊、先年ハ上京、論旨頂戴、刺、菊桐之御紋付之御幕等拝領有之ニ付、其嘉例ヲ以、此度、右僧之取付ニ而玉蔵坊、円林坊同伴罷越、何れ之宮様やら儘ニ承不申候得共、金廿五両拝借、論旨頂戴。帰山之様子、其后、右東叡山之僧、岩嶽寺へ罷越、岩嶽刀尾堂ニ差置、子供共之御経読方稽古有之候。右ニ付、余リ風聞高々敷、御上様へも達済趣ニ付、当山より小紙を以、御窺奉申上覚、左之通。

天保12年(1841)秋に寛永寺の僧が岩嶽寺を訪れ、立山禪定を行ったのち、長い間同地に滞在し、自分を仲介者として岩嶽寺24坊が寛永寺の末寺になってはどうかと提案した。これに岩嶽寺側も乗り気で加賀藩寺社奉行所に願い出たとの風聞が出ている。芦嶽寺が岩嶽寺に役僧を派遣して様子を探ると、個人的な提案に過ぎず具体的な話ではないという。しかし未だに寛永寺の僧は岩嶽寺に滞在し続けており、その行動が怪しいので、今後もし岩嶽寺が寛永寺との本末関係を加賀藩寺社奉行に願い出てくれば、しかるべき措置をとっていただきたいと願い出ている【史料10】。

【史料10】

()内の西暦の記載は、筆者によるものである。

乍恐小紙を以御窺旁奉願上覚

当秋八月頃、東叡山之僧侶と申聞、岩嶽寺へ差向罷越、立山禪定いたし、永々之間、右山内ニ滞留仕居候処、同僧之取持ニ而、岩嶽寺廿四坊、東叡山末寺ニ罷成候趣ニ而、御奉行所へ願方有之風聞、粗承之、如何之訳之事ニ候哉と、先日役僧を以、様子相尋候処、自分

切之示談のみニ而実誠之儀ニ而ハ無之段、申聞候得共、に今、右僧、岩嶽寺へ致滞錫居候ニ付、不審敷奉存候間、此以後、右等之願方仕、御聞濟ニ相成候而ハ、貧住之拙僧共、如何成行候哉と、乍愚察心配仕候間、後日ニ至リ、若哉岩嶽寺より右等之儀願方候得者、早速拙僧共も御沙汰被為成下候様、乍恐、偏ニ奉願上候。以上。

天保十一（1840）子十二月

立山

芦嶽寺

金泉坊上之

寺社

御奉行所

以上が、青蓮院の件が明るみになる以前の状態である。そして、青蓮院の件そのものについては、①天保13年（1842）「芦嶽寺岩嶽寺 山格古式改帳 立山芦嶽寺控」の文書の中でも最も主要な部分であり、その部分は、様々な重要文書の抜き書き集である②「天保13年（1842）当山速要御用留 定目代」【史料11】にも全く同文で収められている。以下は、その該当部分である。

【史料11】

（ ）内の西暦の記載は、筆者によるものである。

立山芦嶽寺江

立山岩嶽寺衆徒之内玉藏坊、円林坊、去年九月讚州金毘羅参詣之義願出承届遣候処、両僧右参詣戻リ京都ニ而霊場古跡遊覧、伝手を以粟田青蓮院宮様致拝見候由、然所右御殿役僧より両僧宗旨等之儀相尋候趣有之、其節彼方申談ニ随ヒ京地ニ致逗留、宗旨者天台宗与相答置候由ニ而、当春ニ至、往古岩嶽寺義右宮様門徒ニ候処、其後官位昇進等ニも不罷登等閑ニ相心得候。以来ハ前規之通可相心得旨等宮様役人より紙面到来之由ニ而、写等指出、何分右宮様江参殿昇進致度旨等願之趣下物調出候ニ付、則両僧并衆徒之内老分呼出段々相糺、右紙面等遂披見候処、三百五六拾年以前之事ニ而寺社所ニ留等可有之年限ニも無之、尚又旧記井由来帳相しらべ候処、門徒与申義ハ何等茂不見当、可取揚筋ニ而無之候ニ付、右紙面相返、元来立山ニおゐて岩嶽寺・芦嶽寺兩寺衆徒之義ハ、開基慈興上人草創以来宗意其伝来、天台宗与唱候得共他ノ本山ニ少茂抱リ無之、往古より在来之山格ニ候処、前段宗旨被相断候節寺社所江も不問出、芦嶽寺江も示合無之不都合之答方致置、罷帰候上ニも何等達方等無之、前条紙面到来之場ニいたり、可請指図杯願出候義ハ第一山格令忘脚、兼而何与坎根指有之躰ニ相聞候ニ付、段々両僧手前及杓当候所、一言申開無之誠ニ不行届仕合、不念之段申聞、尚更出府之衆徒老分江も前段之様子相尋候処、玉藏坊等委敷示談も無之躰ニ而惣而不埒至極之心得方ニ付、嚴重ニ可申付答ニ候得共、御当節之義令用捨、玉藏坊等遠慮申付、尚又衆徒一統以来之心得方申渡置、其刻芦嶽寺衆徒之内出府ニ付右等之様子為申聞、宗旨等心得方相尋候処、前段之趣岩嶽寺より示談方も無之、尤芦嶽寺ニ而ハ他ノ本山を頼候義ハ往古より毛頭無之、前条岩嶽寺仕抹方意外之段申聞候。元来両寺其以来不都合之躰ニ付、近年段々申論不依何事和談を以示合候様嚴重ニ申渡置候処、今度芦嶽寺江示合無之ニ付、同寺より心添茂無之右様不都合之義致出来、甚タ心得違ニ候。以来ハ不依何事遂和融、万事双方申談相互ニ致心添、不都合無之様相心得可申候。依之為後年書取を以申渡置候条、急度相心得万端綿密ニ示合可申事。

天保十二（1841）辛丑五月

右芦嶽・岩嶽兩寺御呼立、以来和順を以示合相互ニ心添仕候様、三奉行様之御前江御呼立申渡候也。尤兩寺共江老通宛同文ニ而御渡有之候事。

寺社奉行

篠原織部様 品川左門様 織田左近様
与力衆

西川七郎左衛門殿 小原貞次郎殿 三田村佐七郎殿 音地儀右衛門殿

以下、この文書【史料 11】の内容を概略しておきたい。岩嶽寺衆徒のうち玉蔵坊と円林坊が天保 11 年（1840）9 月に讃岐国の金刀比羅宮を参詣し、その帰路、京都も訪れ、霊場・古跡を遊覧するとともに、仲介者を得て青蓮院の門跡に拝謁したという。その際、玉蔵坊と円林坊の両僧は御殿の役僧から宗旨などについて質問されたので、岩嶽寺の宗旨は天台宗であると答えている。その後、青蓮院の御殿の役僧から京都にしばらく逗留するように奨められ、従ったという。翌天保 12 年（1841）春、青蓮院門跡の役僧より書状が送られて来た。それによると、往古岩嶽寺は青蓮院の門徒であったという。それにもかかわらず岩嶽寺は官位昇進などのために上京することもなく、疎遠に感じていたという。こうして玉蔵坊と円林坊の拝謁が発端となり、青蓮院は岩嶽寺に本末関係を勧めてきた。それに対し岩嶽寺側も意欲的で、青蓮院へ参詣して官位昇進を願い出るための下書き書類を作成していたが、それを加賀藩当局に調べ出されている。藩寺社奉行はこの事態を重く見て、直ちに玉蔵坊と円林坊の両僧及び岩嶽寺衆徒の長老を呼び出し、時間をかけて取り調べを行い、先述の書類など逐一検分していった。しかし、青蓮院が言ってきたことは 350 年から 360 年前のことであり、もちろん藩寺社奉行に記録書類があるはずもなく、また、立山に関する旧記や由来帳を調べても岩嶽寺が青蓮院の門徒であるといった記載は見当たらず、それ自体を取り上げることは無意味であった。したがって、先の青蓮院からの書状は送り返された。

元来立山において岩嶽・芦嶽両寺衆徒は、開基慈興上人の草創以来、宗意をそのまま今日まで伝来し続けてきており、天台宗を唱えているとはいえ、他の本山とは少しも関わりがなく、往古より在来の山格を保持している。したがって、本来岩嶽寺は青蓮院から宗旨などについて質問された段階で、藩寺社奉行に報告すべきところ、そうはせず、芦嶽寺に対しても相談することもなく、芦嶽寺の役僧に様子を聞かれると逆にいい加減な答え方をして誤魔化している。玉蔵坊と円林坊の両僧が岩嶽寺に帰山の際にも、藩寺社奉行に対して青蓮院に関する報告はまったくなく、それでいて青蓮院から書状が届くような段階になってようやく藩寺社奉行の指図を受けたいと願い出てくるなど、もつての外である。まず岩嶽寺はそもそもの立山の山格を忘却してしまっており、またかねてより何かと青蓮院に根回しをしていたとも聞こえており、こうしたことに対して一言の申し開きもなく誠に不行届であると、岩嶽寺を厳しく断罪した。

そして、この発端となった玉蔵坊に対しては特に厳しく罰し、遠慮を申し付けている。ただし、①天保 13 年（1842）「芦嶽寺岩嶽寺 山格古式改帳 立山芦嶽寺控」における上記の該当部分には添え書きが見られ、それによると処罰された玉蔵坊と円林坊については、後に芦嶽寺から、二人を許していただけるようにと嘆願が出されたことで、許されている。

さて、以上見てきた岩嶽寺と青蓮院の本末関係をめぐる一件において、前述史料の⑫天保 11 年（1840）11 月「青蓮院坊官挨拶状 進藤刑部卿法印等 3 名」【史料 12】は、青蓮院の坊官である進藤刑部法印と大谷治部法印、同じく同寺の連判である梅嶋丹後守の連名で、立山別当岩嶽寺衆徒中に宛てられた書状である。青蓮院は先般岩嶽寺から提出された立山の旧記を取り調べ、その歴史的経過から、岩嶽寺に青蓮院と本末関係を結ぶことを勧めている。なお、それについては加賀藩主へも通達するよう指示している。

【史料12】

越中州

立山別当

岩嶽寺

衆徒中

一、其一山先規之旧記、当御殿ニ有之取調候処、從開山中興以後至迄、殊ニ法網之宗意相見バ学台宗之处、中頃より此方専流儀灌頂相勤兼。勅許補任六通之宸翰申之奉、円宗之規模ニ候。右当御先代水清王宮太子御由緒有之。依而御気色改宗之旨約致分明候也。然処長久專用ニ相成宗流乱候段、専洩聞候。扱又、立山は日本無双之靈山ニ候得バ、祈祷之事不可有怠慢候。然ニ未流儀ニ而ハ、長日密修行候場至可為差支、此段円一宗之恥辱不斜共思召候。依而、今般青蓮院結宮仕、先規宗意御寺務被届候間、右之趣衆徒中尊調心得、以後宗意書請守様被為思召候。此旨は領主へも宜可被通達候也。

子十一月

進藤刑部御法印（花押）

大谷治部御法印（花押）

梅嶋丹後守（花押）

おわりに

以上本稿では、立山衆徒が加賀藩の外の権威に関わった事例として、芦峯寺十三郎が京都吉田家から神道裁許を受けた件（第1章）、芦峯寺衆徒と武家の権威に関する件（第2章・第3章）、岩峯寺衆徒が立山大先達の免許状を捏造した件（第4章）、岩峯寺衆徒と公家・門跡寺院の権威に関する件（第5章）の四つを題材に取り上げ、それらの実態と意義を立山信仰関係の古文書史料から分析した。そしてそのまとめは以下のとおりである。

一つ目は、芦峯寺十三郎が京都吉田家から神道裁許を受けた件である。

江戸時代後期の芦峯寺一山には、かつて同村の三左衛門が京都の吉田家より官位を受けたことを加賀藩の「御国法に背く行為」として咎められ、藩公事場より禁牢を申し渡されたといったネガティブな伝承があった。しかし、これについては本論での史料分析により、京都の吉田家から神道裁許を受けた人物は三左衛門ではなく、その倅の十三郎であることが確認できた。さらに十三郎は神道裁許を受けた後も加賀藩から山廻り役として大いに重用され、70歳までは存命している。したがって、ここでの重要なポイントは、吉田家からの神道裁許が直接的な原因となって、十三郎家及びその倅の五左衛門家が断絶したとは考えにくいということである。十三郎家が十村及び山廻り役として活躍していくなかで、当初は芦峯寺一山の宗教者の身分を保持しつつも、任務の性格上、次第に芦峯寺一山組織から切り離されていったものと考えられる。さらに後にはその山廻り役も芦峯寺衆徒の職掌からはずされ、浮田家が担うようになった。立山信仰の宗教的世界と山廻りが完全に切り離されたわけである。その際、それこそ十三郎家は、加賀藩の国境に関する機密を熟知し過ぎた家系として、家を断絶された可能性はある。先述のネガティブな伝承は、後世に岩峯寺が度々加賀藩の外の権威と結びつこうとした際に、それを批判するための根拠となり得る芦峯寺側の自戒事例として、事実を脚色しながら形成されていったものであろう。

二つ目は、芦峯寺衆徒と武家の権威に関する件である。

芦峯寺衆徒のなかで、特に宝泉坊衆徒が江戸で檀那場を形成したため、同地での廻檀配札活動によって、江戸時代中期頃から次第に武家の権威と結びつくようになっていった。

その概要を今一度整理すると、享保後期から宝暦後期にかけて諸大名やその家臣などと師檀関係を結ぶ事例が増加している。宝暦後期以降、宝泉坊衆徒は諸大名をも含む武士身分の人々に対して積極的な勧進布教活動を展開し、旗本屋敷や諸藩の藩邸にも出入りするようになり、旗本や藩士、時には藩主本人とさえも師檀関係を結ぶことに成功している。

そうした宝泉坊衆徒歴代の江戸の上級身分者に対する意欲的な勧進布教活動は、文化初期から天保後期に活躍した同坊衆徒の第61第照円によってさらに勢いを増した。照円は江戸の檀那場での旗本屋敷や諸藩邸巡りで築いた旗本や諸大名たちとの師檀関係に止まらず、江戸城内部にまで立山信仰を布教しようとした。そしてこの頃が、江戸の檀那場では武士の信徒数が商人の信徒数を上回った点で、檀那場の大きな転換期を迎えた時期であつ

た。

このように檀那場の信徒の身分の傾向が切り替わっていくなかで、宝泉坊はこの時期、三河国西尾藩松平家・第3代当主「松平乗寛」などの幕閣大名や江戸幕府第12代将軍徳川家慶付け御年寄山野井（江戸城本丸大奥老女）、徳川御三家のうち尾張・紀州徳川家など、近世身分制社会の最上層の人々にも勸進布教活動を展開し、師檀関係を結ぶことに成功している。

現存の立山信仰関係の史料を管見する限り、宝泉坊と江戸城大奥との関係を示す史料の初出は、同坊の土蔵から見つかった天保3年（1832）の文書であるが、そこからは、江戸幕府第11代将軍徳川家斉の夫人の広大院に仕える大奥女中たちとの関係がうかがわれる。なお、当時の宝泉坊当主は前述の照円であった。

その後も、前述のとおり江戸幕府第12代将軍徳川家慶に仕えた上臈御年寄の山野井、さらに幕末期には、将軍世子徳川家定に仕えた上臈御年寄の八重嶋、徳川家定の夫人の天璋院篤姫や側室の豊儉院（お志賀）、江戸幕府第14代将軍徳川家茂の夫人の皇女和宮、彼女たちに仕えた大奥女中らとの関わりが見られる。この他、先に、宝泉坊と三河国西尾藩松平家・第3代当主「松平乗寛」との師檀関係を指摘したが、その長男で西尾藩・第4代当主松平乗全のような老中や徳川御三家をはじめ、安芸広島藩浅野家、加賀金沢藩前田家らの諸大名家、さらには徳川家菩提寺の伝通院との関わりも見られる。なお宝泉坊が江戸城本丸と二の丸をはじめ、多くの諸大名家にまで立山信仰の布教・勸進活動を繰り広げることができたのは伝通院との親密な関係によるところが大きい、ただし、ここでの重要なポイントは、宝泉坊が伝通院はもとより、他の各宗派の仏教教団や寺院などと、一切、本末関係を結んでいないことである。

このように宝泉坊が江戸の仏教界と本末関係を結ばなかったからか、同坊が江戸で上級身分の人々と交流を重ねて師檀関係を結んでも、加賀藩が同坊の宗教活動に対して何らかのかたちで歯止めをかけることはなかった。考えようによっては宝泉坊が江戸の上級身分の人々と師檀関係を結んで勸進布教活動を行えば、同坊に信徒たちからの布施金が入り、さらにその一部が祠堂銀として加賀藩にも献じられるので、同藩にとっても外貨獲得として利益があるわけである。したがって宝泉坊が武家の権威と結びついても、加賀藩はそれを阻止することはなかった。

或いは元来、加賀藩が宝泉坊の江戸での布教・勸進活動の実態を全く把握していなかった可能性もある。はたまた把握していたとしても案外無頓着だったのかもしれない。いずれにしろ、芦峯寺一山の衆徒は宝泉坊をリーダー格として、彼らの勸進・布教活動のなかで武家の権威を誇示することは可能であった。

三つ目は岩峯寺衆徒が立山大先達の免許状を捏造した件である。

芦峯寺衆徒と岩峯寺衆徒の間で、文政期から天保期にかけての争論で問題となったのは、岩峯寺衆徒の出開帳による勸進布教活動であった。

岩峯寺衆徒は、安永期頃から出開帳による勸進活動を行うようになり、文化・文政期に入るとその回数も著しく増加した。岩峯寺の出開帳は、本来、立山山中諸堂舎の修復費用などの捻出を名目に、寺社奉行の許可のもと、藩領国内各地の寺院を宿寺とし、開催期間を定めて行われるはずのものであった。しかし、岩峯寺衆徒が藩領国内でこのような出開帳を行うかたわら、一方では、衆徒の一部が藩の許可を得て、あるいは無許可で藩領国外の芦峯寺の既存の檀那場で出開帳を行い、以後これを契機として同地で芦峯寺衆徒とニアミスを起こしながら毎年配札活動を行うようになった。その際、岩峯寺衆徒が、芦峯寺宿坊家の既存の檀那場で、自分たちの権威を高く見せるために発行していたのが「立山大先達の免許状」であった。

こうした岩峯寺衆徒の勸進布教活動から、たちまち芦峯・岩峯両寺間で争論となった。芦峯寺一山は当時彼らに対して顧問弁護士の役割を担っていた龍淵の指導を受けて、岩峯寺の違法な勸進布教活動の実態を整理した願書を作成し、藩に提訴した結果、藩はようやく本腰を入れ、芦峯寺と岩峯寺の双方の関係者を公事場奉行所に召し出し詮議を行うこ

とを決定した。芦峯寺衆徒が裁判に挑む前に、龍淵は事前に当日赴く衆徒に、元高野山の学侶としての学識から「大先達」の正しい意味を詳しく解説し、そのうえで岩峯寺が称する「立山大先達の免許状」が、岩峯寺衆徒によって捏造された偽文書であることを明らかにしている。

四つ目は岩峯寺衆徒と公家・門跡寺院の権威に関する件である。

加賀藩は、岩峯寺に立山に関する宗教的権利として山の管理権を与えた。すなわち「立山本寺別当」の職号の使用権や立山山中の宗教施設の管理権（立山峰本社や室堂など）、入山者から山役銭を徴収する権利、禪定登山者や参詣者が持参してきた納経帳に記帳するための納経受付所の設置権などである。また、加賀藩領国内での廻壇配札活動や出開帳を行うも権利も与えた。一方、芦峯寺には山の管理権を一切与えず、むしろ山から閉め出すように、各地での布教権、つまり加賀藩領国内外での廻壇配札活動を行う権利を与えた。

こうしてみると、加賀藩は立山の宗教的権利の面で、芦峯寺よりも岩峯寺を優遇していたように見受けられる。岩峯寺は山の管理権を基盤として安定した収益を確保できたので、当初は加賀藩の強大な権威の基に加賀藩領内で堅実に宗教活動を行っていけばそれで良かったわけである。しかし芦峯寺が江戸を檀那場とする宝泉坊などを中心に、同地の旗本や藩士、時には藩主本人などとも師檀関係を結び、いわば加賀藩の外の権威と次第に関係を持つようになっていくと、岩峯寺の一部の衆徒が危機感を覚え、それが後に岩峯寺が加賀藩の外の権威を求めて公家との関係を結ぼうとする契機になったと考えられる。すなわち、岩峯寺は加賀藩から同藩領内での勸進布教活動しか認められていなかったため、芦峯寺のように加賀藩の外の権威と結びつくことが困難であり、だからこそなおさら、芦峯寺衆徒の江戸の檀那場での成功が、岩峯寺に大きな焦りを与えたのである。

岩峯寺衆徒は金比羅宮参詣などの旅行を名目に加賀藩の外に出て、明和期に公家の山井家・町尻家と、また天保後期には天台宗の関東総本山である寛永寺や天台宗の三門跡寺院に数えられる青蓮院と関係を持つことで、その権威を自分たちの勸進布教活動に利用しようとした。だが、岩峯寺衆徒のそうした活動は、ライバルの芦峯寺衆徒にとって勸進布教活動上、死活問題になりかねず、芦峯寺は即座に加賀藩に対して許可しないように訴え出ている。芦峯寺にとって利益になることは、岩峯寺にとって不利益になり、逆に岩峯寺にとって利益になることは芦峯寺にとって不利益になるということである。

加賀藩は、これに対して岩峯寺の実態を調査したうえで、立山において岩峯・芦峯両寺衆徒は、開山慈興上人の草創以来、宗意をそのまま今日まで伝来し続けてきており、天台宗を唱えているとはいえ、他の本山とは少しも関わりがなく、往古より在来の山格を保持していること、そして加賀藩もこれに基づいて立山を支配していることを再確認し、それにもかかわらず、岩峯寺が公家と関係を持ち、さらには青蓮院と本末関係を結ぼうと画策したことを厳しく断罪して、関係者を罰した。すなわち、加賀藩は岩峯寺が公家や門跡寺院と関係を持つことを完全に阻止したのである。

最後に以上の事例をとおして見た加賀藩の立山支配の在り方についてである。加賀藩では十村制度が設けられ、十村が藩と農民との間の緩衝材の役割を果たすことで、藩の農政が維持されていた。例えば、農民からの不平・不満や批判の矛先が直接藩当局に向かないような点である。加賀藩の立山支配の在り方も制度の構造こそ異なるものの、立山衆徒の不平・不満や批判の矛先が直接藩当局に向かないようになっている。

すなわち、加賀藩は立山・黒部奥山の広大な領域を、他の寺社の権威による本末関係に邪魔されずに独占的に支配することを目的として、立山及び立山衆徒への支配体制を構築していると考えられる。そして、そこでとられた方法が、立山衆徒に立山の宗教的権利を分与して実際の運営を任せるといったかたちであった。

加賀藩が立山衆徒に対し立山の宗教的権利を異ならせて分与したことから、芦峯・岩峯両寺間でそれぞれの宗教的権利から生じる利益を巡って争論が絶えず、お互いにライバルの宗教活動を監視し合い、時に行き過ぎた活動が見られればその違法性を批判し合うような体制になっているのである。加賀藩は、芦峯寺衆徒と岩峯寺衆徒をライバルとさせて競

わせながら支配した。

芦峠寺は岩峠寺の権利とそれに基づく勸進収益が羨ましい。岩峠寺も芦峠寺の権利とそれに基づく勸進収益が羨ましい。そしてお互いどちらかが、加賀藩から与えられた権利を越えて行き過ぎた違法な宗教活動を行えばたちどころに争論となり、藩の公事場奉行で裁判が行われた。これに対して、結局藩が芦峠・岩峠両寺を牽制しながら都合の良いかたちで裁定するのである。したがって、芦峠・岩峠両寺ともおのずから互いに相手が悪いと敵意をむき出しにして批判し合い、藩から少しでも有利な裁定を得ることを望んで、藩の言いなりになった。

加賀藩とすれば、岩峠寺衆徒には立山山上・山中の堂舎の管理を任せ、さらに関所の役割も担わせていた。したがって、立山の様々な情報を熟知している岩峠寺が他の各宗派の仏教教団や寺院などと本末関係を結ぶことは不都合であった。一方、芦峠寺衆徒が武家の有力者と師檀関係を結んで勸進活動を行えば、収益が生まれる。さらに加賀藩にその一部が祠堂銀として献じられるので、藩にとっても外貨獲得となり利益があった。したがって、芦峠寺衆徒が武家の権威と結びついても、加賀藩はそれを阻止することはなかった。しかし、岩峠寺が公家や門跡寺院の権威と結びついた場合、そして本末関係を結んだ場合、芦峠寺の場合とは逆に祠堂銀などでの支出も考えられる。師檀関係は利益があるが、本末関係は不利益しかないということである。こうしたことから加賀藩は岩峠寺が公家や青蓮院と結びつくことを阻止したのであろう。

註

1 拙著『立山信仰と三禪定—立山衆徒の檀那場と富士山・立山・白山—』（19頁～21頁、岩田書院、2017年11月）。

2 「持高宗旨一門付之帳」（廣瀬誠編『越中立山古記録 第3巻』43頁、立山開発鉄道株式会社、1991年10月）。

3 「一 就御尋重三郎由緒帳 慶安元年 立山祠官大隅守佐伯本雄 明治元年戊辰十二月写之」（廣瀬誠編『越中立山古記録 第3巻』43頁）。「一、私義、古来より立山芦峠寺佐伯氏之社家御座候。然所延宝元年九月、伊勢参宮ニ御暇へ被下候。其砌り京都宮殿江御断申上候而、立山祠官大隅守佐伯本雄ト神道裁許状式通被下候ニ付、御算（用欠カ）場寺社御奉行所江右式通之表御披見ニ入、写上置申候。」

4 延宝5年（1677）「蘆峠寺高帳」『一山旧記控』（廣瀬誠編『越中立山古記録 第1巻』25頁～28頁、立山開発鉄道株式会社、1989年9月）。

5 金沢詰番などの詰番は詰番十村ともいい、この役職は、寛文元年（1661）に加賀・能登・越中の三州の御扶持人十村が、小松城へ15日詰め改作法施行につき御用を勤めたのに始まった。無組御持人より平十村まで各郡1人ずつ交代で御算用場へ出て、1ヶ月10日宛勤めるといった役職である。仕事の内容は、藩からの法令・達書を自分の郡に伝達するとともに、各組からの諸願・諸届けを藩へ取り次ぐというものであった。ただし実務は番代が行った。

6 延宝8年（1680）「越中立山中宮寺芦峠御社領付之帳 社僧社人中 延宝八年」（芦峠寺一山会所蔵）。

7 延宝8年（1680）「越中立山中宮寺芦峠御社領付之帳 社僧社人中 延宝八年」は、廣瀬誠氏による翻刻文が同氏編『越中立山古記録 第3巻』（50頁・51頁）に収められているが。そこでは「五右衛門」と読解されている。しかし、前掲の原本で確認すると、廣瀬氏の誤読で有り、その字体からは「五左衛門」の読みが適切であろう。

8 伊勢出身の俳人・大淀三千風『日本行脚文集』（元禄3年〔1690〕刊行、国立国会図書館所蔵）。橋本龍也編『越中紀行文集（越中資料集成10）』（23頁～33頁〔28頁〕、桂書房、1994年4月）。

9 芦峠寺雄山神社の境内地に「元禄二年（1689）十月十二日」「大隅守佐伯本雄老翁 行

年七十歳」と刻まれた大型の石灯籠 2 基 1 対が立てられている。立山町指定文化財。

¹⁰ 奥田淳爾『黒部奥山と扇状地の歴史』(56 頁～73 頁・111 頁、桂書房、2000 年 1 月)。

¹¹ 「芦峯寺 岩峯寺 山格古式改帳 天保十三壬寅年 立山芦峯寺控」(廣瀬誠編『越中立山古記録 第 1 巻』217 頁・218 頁)。「一御先代様御時、立山之義ヲ天台宗門一本寺と御定被成下候。然所、比叡山より手ニ入、触下ニ可仕之由申来り候得共、御国法ニ而御請不被遊、今以、立山ハ天台宗門一本寺ニ而御座候。其後ニ拙寺社人之内、佐伯三左衛門と申もの自身、京都江罷越、吉田ニ而官位仕、帰山仕候処、御国法ニ背申致方御咎メ、御公事場ニ而禁牢被仰付候。」

「明和年中菊桐之御紋之ニ付御窺奉申上候書付之写 立山芦峯寺 天保十二丑年七月」(高瀬保編『越中立山古記録 第 2 巻』268 頁・269 頁、立山開発鉄道株式会社、1990 年 4 月)。

「一御先代様御時、立山之義ヲ、天台宗門一本寺与御定被成下候。然処、比叡山より手ヲ入、触下ニ可仕之由申来候得共、御国法ニ而御請不被極、今以立山ハ天台宗門一本寺ニ而御座候。其後ニ拙寺社人之内、佐伯三左衛門与申者、自身京都江罷越、吉田ニ而官位仕帰山仕候処、御国法ニ背申致方御咎メ、御公事場ニ而禁牢被仰付候。」

¹² 富山県[立山博物館]所蔵の版木資料のなかで『除劔難』と題し「立山御姥尊供」などの諸供養の名称や神仏の名称を刻んだ版木の裏面に、墨書で「版数四ツ右之 江戸仲間中之 実相坊 吉祥坊 相栄坊 宝泉坊」と記されており、江戸時代には芦峯寺宿坊家のうち、少なくとも実相坊、吉祥坊、相栄坊、宝泉坊の 4 坊が、江戸を檀那場としていたことがわかる。また、慶応 2 年(1866)の宝泉坊の江戸の檀那帳『東都檀那帳 越中立山宝泉坊興祀』の末尾に吉祥坊と相栄坊、実相坊の止宿所が記されているので、これらの坊家が江戸で廻檀配札活動を行っていたことがわかる。

¹³ 拙著『江戸城大奥と立山信仰』(法蔵館、2011 年 8 月)。「第 2 章 芦峯寺宝泉坊の江戸での檀那場形成と「立山信仰」の展開」(57 頁～223 頁)、「第 3 章 江戸城大奥と諸大名家の立山信仰」(225 頁～297 頁)、「第 5 章 江戸城大奥・諸大名家と布橋大灌頂」(325 頁～412 頁)、「第 6 章 江戸城大奥・諸大名家と血盆経信仰」(413 頁～497 頁)。

¹⁴ この一件は、「身分御支配方、嘉永六丑三月被仰渡候処、衆徒社人会得仕兼に付、奉願候処、今般改而御支配方被仰渡之御入等写立山芦峯寺目代万延元庚申年十一月」(高瀬保編『越中立山古記録 第 2 巻』(182 頁～206 頁)に詳しく記されている。また、この内容に関しては、米原寛「芦峯寺門前地の形態—宗教村落芦峯寺の場合—」(『富山県[立山博物館]研究紀要 第 1 号』51 頁・52 頁、富山県[立山博物館]編集・発行、1994 年 3 月)を参照のこと。

¹⁵ 『祠堂金差上方願違并押紙面等写相立山芦峯寺衆徒之内宝泉坊泰音代弘化三丙午年五月』(芦峯寺雄山神社所蔵)。

¹⁶ 拙著『近世立山信仰の展開—加賀藩芦峯寺衆徒の檀那場形成と配札—』(423 頁～450 頁、岩田書院、2005 年 5 月)。

¹⁷ 拙著『立山曼荼羅—絵解と信仰の世界』(13 頁・14 頁、法蔵館、2005 年 7 月)。

¹⁸ 註 17、前掲著(13 頁・14 頁)。

¹⁹ 『越中立山古記録 第 1 巻』(147 頁・148 頁)。

²⁰ 『越中立山古記録 第 1 巻』(198 頁)。当時芦峯寺では、各宿坊の間で多少檀那場が入り組むことがあっても、積極的に新たな檀那場の開拓や檀縁の獲得を行っていこうとする動きがあったことがわかる。

²¹ 『越中立山古記録 第 1 巻』(202 頁～214 頁)。

²² 『越中立山古記録 第 1 巻』(145 頁～147 頁)。

²³ 以後、岩峯寺の出開帳は『開帳旧記・宝物弘通旧記 文政七年改之 式冊之内』(金沢市立玉川図書館所蔵)をはじめ、『越中立山古文書』(木倉豊信編、立山開発鉄道株式会社、1962 年)や『越中立山古記録 第 1 巻～第 4 巻』(廣瀬誠・高瀬保編、立山開発鉄道株式会社、1989 年～1992 年)などの史料を管見する限り、文久 2 年(1862)にしか行わ

れていない。

24 『開帳旧記・宝物弘通旧記 文政七年改之 式冊之内』（金沢市立玉川図書館所蔵）。
『越中立山古記録 第1巻』（90頁）。

25 「開帳宿寺取極書之事」『立山町史 上巻』（816頁・817頁、立山町、1977年）。

26 『越中立山古記録 第1巻』（144頁・145頁）。

27 『越中立山古記録 第1巻』（144頁・145頁）。

28 『越中立山古記録 第1巻』（144頁・145頁）。

29 『越中立山古記録 第1巻』（144頁・145頁）。

30 『越中立山古記録 第1巻』（144頁・145頁）。

31 『越中立山古記録 第1巻』（144頁・145頁）。

32 『越中立山古記録 第1巻』（144頁・145頁）。

33 『越中立山古記録 第1巻』（139頁～141頁）。

34 『越中立山古記録 第1巻』（143頁）。

35 『越中立山古記録 第1巻』（156頁）。

36 『越中立山古記録 第1巻』（154頁～163頁）。

37 『越中立山古記録 第1巻』（173頁～183頁）。

38 「立山大権現他国出開帳并岩峯寺新規同配札御指留之出訟願書并ニ始末御宥方濟口御請書等控 外ニ往復委細書ニ 共ニ三冊不可失 天保三年從辰十二月至同四巳九月晦日」
『越中立山古記録 第1巻』（138頁～153頁）。

【146頁】「一、岩峯寺義、京都御所方御宮より坎、綸旨・御令旨と申品坎、頂戴仕居申候哉、右諸国之參詣人之内并出開帳之節等、取持人と申躰之者、引込方ニ事寄セ、立山大先達之免許状相渡、後々諸事之進込方ニ仕候。既ニ此方且那之者ども之内へ進込候免許状有之、何連も無覚束申聞、此方江差出候ニ付、此度奉入御賢覽候。是等ハ慥成官方等之御免許、岩峯寺ニ無之時ハ、京都より諸国順廻役僧有之節、被見咎候得ば、甚以不輕事ニ付御上様之御邪魔ニ相成義も、乍恐難計、岩峯寺ハ勿論、同山芦峯寺迄も取障、迷惑仕義ニ御座候。右躰ニ而ハ、岩峯寺一統不審敷御座候。乍恐、證不證御聞糺置可被下候。」

【152頁】「一、立山大先達免許状、岩峯寺諸国江差出、則、芦峯寺且那先之者慥ニ相請、此方江差預ケ申ニ付、不輕義ニ候得共、岩峯寺手元永御綸旨等ニ而も頂戴有之哉、芦峯寺諸国且那先之差障リニ相成申ニ付、御聞糺奉願候処、岩峯寺不差出之旨、御答申上、左様御座候得ば岩峯寺ニ永宣旨無之ト相見へ、依而以後、右様之書物、急度不差出様、被為仰渡候之御旨。」

「岩峯寺新規開帳并配札仕ニ付、御指止之歎願書指出候件々 前条意得方出訟御詮義中諸端往復留記 式冊之内 上巻 天保三巳年從辰十二月至同四年巳十月」『越中立山古記録 第1巻』（154頁～194頁）。

【158頁・159頁】

「一、右ハ信州行之坊方・諸国配札之坊方等、皆々帰国仕、其上ニ而信州一件之始末等評定仕候処、惣持・般若院等ハ出奔仕共、是迄諸国出開帳并押配札等仕候段、殊ニ此度、信州行之役僧持參之大先達之御免許状等ハ、乍愚案、不輕事と一決仕、併シ免許状ハ信州何人より坎請取申候哉之趣、一山より寶伝坊・金泉坊・福泉坊等手前相尋、信州松本伊勢町遠州屋佐吉より請取、罷歸り、尤先年立山禪定之砌、峯室堂ニおゐて、岩峯寺別当之坊より信州表ニ講中取立、年々參詣仕呉候様、依之、大先達之免許状相渡申候と被申聞、則頂戴被歸候。左候得共、段々相考候処、如此之大切成免許状、俗家ニ納置候而ハ、後日ニ到り、御所官方等より御改有之時ハ、若岩峯寺ニ永宣旨無之時ハ申開キ無覚束候ニ付と申而、拙僧共ハ相渡申候付、持參仕候。

右之始末ニ而者慥成義ニ候間、先ヅ御見舞旁、八尾寶幢寺様江申入候処、大先達之免許御覽之上、中々不輕事ニ付、被申聞候段ハ、禁裏御所よりハ御綸旨ト云、御所御官方より御令旨ト云、門跡方よりハ御書ト云、右夫々御直支配等ニより官ト職トノ位御許シ御座候事。

内相願候人躰一代限有之。又ハ諸山諸寺等永々之筋有之。

又永々之筋ニ其山御寺往昔開山等之神徳坎、又開山徳坎ニ而、一天下之厚澤水を請、人民潤色有之ハ、古来、延喜之帝迄ニ延喜式ト云書物定、是迄ニ永宣旨ト御免状被為下有之、其山・其寺等之位相定リ、東照大権現迄ハ其支配、其下之氣慮、高德之名譽、又神徳・仏徳之救苦度人之威光ニ寄、夫々官職共ニ免状、其山・其寺より差出来候得共、御停止ニ相成候。

一、大先達之事、元本ハ、

大和国大峯山開峯役行者より相初リ、仏法盛ニ相成リ、醍醐三宝院御宮・聖護院御宮ト申有之、右両御宮ニ限り、役行者・行基・聖宝等之大行者之餘風を司リ申御所ニ相定リ有之、右之下ニ而、大峯山日本大先達ト御免は高野山行人方、是ハ三宝院方ニ而御座候。聖護院下ニ而ハ薩摩国蓮光院坎ト申相定有之。右両御宮御代替リ之節、京都へ登、御宮之先達而大峯山・熊野山・葛城山之御峯入之大先達ト申候。尤、湯殿山・九州之黒髪山等ニ而先達ト申間々ニ先達之許シ有之候得共、是ハ修験者派ニ而有之、尤宣旨御座候ト相見申候。右何れも其山参詣之先案内式十度三十三度ト年々相重ね、神徳崇敬之至極を感じ、其上ニも人躰氣質迄相撰候而も、先達権大僧都何国何郡何村誰ト相記し、天下ニ著敷幡相立、先達ニ而参詣仕候。是ハ、其山より御宮御所へ夫々書立、相届有之。

但シ永宣旨ニ、以来神徳倍増之為、信教之人撰を以、参詣登山先達免許可有之事ト申文言有之ニ付、斯差許来由ニ候。依而同山岩嶽寺古来永宣旨頂戴有之、御文段ニも信教之人撰を以、神徳倍増之為、可差許ト申文段有之哉、何れニも永宣旨頂戴有之候ハバ、同山芦嶽寺も古来聞伝有之筈之処、誰以存ジ不申候。今般初而見請申候。右為御改、年中諸国共修験道之者、聞調理有之事ニ御座候。

右立山別当職にて諸国へ免状相許、猥ニ芦嶽寺且那へ入込、悪口狼籍我俣申賦、或ハ御上之役人召連、其何国何所へ役人江入込、権威を相振り候てハ、往昔開峯より之他益之配札等之且那ニ相違無之候得共、当世之人氣、其時之臨機ニ而変じ、一通ニ而芦嶽寺渡世第一之且那場ニ相離可申候。全越後・信州・飛騨・美濃・尾張・越前迄、近年右之通押立廻リ、近国之且那ハ九歩取失ひ申候。最早、渴命ニ至リ申儀眼前ニ而、遠国へ踏越罷越申路用并仕込、所詮出来不申、無據、近年來、岩嶽開帳ニ事寄、且那掠取ニ仕儀、御歎願申上趣意ト書べし。委細ニ右之通被申談、承知仕、罷歸リ申候。」

³⁹ 寛永寺は天台宗の関東総本山で、東叡山円頓院と号す。東京都台東区上野桜木に所在する。比叡山・日光山と並んで、江戸時代には天台宗三大本山の一つであった。將軍家の菩提寺。徳川家の廟所。徳川家康の帰依を得た僧天海は、家康の没後、日光山に東照宮を営んでこれを管理し、また武蔵国川越の東叡山喜多院に住持したが、元和8年(1622)江戸幕府より江戸忍岡の地を与えられ、ここに寺院建立を開始し、幕府の監督と援助のもとに寛永2年(1625)その本坊を完成した。天海は東叡山の名をここに移し、本坊を円頓院と称した。徳川氏は、増上寺とともに、本寺を將軍の廟所とし、すなわち、家光・家綱・綱吉・吉宗・家治・家斉・家定・慶喜及びその夫人の廟をここに営み、將軍はみずからこれに参詣し、もしくは代参を行わせ、その儀は嚴重を極めた。

⁴⁰ 青蓮院は京都市東山区栗田口三条坊町にある寺院。梶井門跡(三千院)・妙法院とともに天台宗三門跡といわれ、「門跡寺院」とは皇室や撰閣家の子弟が入寺する寺院のことであり、青蓮院は多くの法親王(天皇の皇子や伏見宮家などの皇族の男子で出家後に親王宣下を受けた者)が門主(住職)を務め、宮門跡寺院として高い格式を誇ってきた。江戸時代に仮御所となったことがあるため「栗田御所」の称もある。日本三不動の一つ「青不動」のある寺としても知られている。江戸時代の天明8年(1788)、内裏炎上の際、青蓮院は後桜町上皇の仮御所となった。

⁴¹ 「芦嶽寺 岩嶽寺 山格古式改帳 天保十三壬寅年 立山芦嶽寺控」『越中立山古記録 第1巻』(213頁～223頁)。

⁴² 「当山速要御用留 定目代 天保十三壬寅年」(高瀬保編『越中立山古記録 第2巻』86頁・87頁)。

- 43 「明和年中菊桐之御紋之二付御窺奉申上候書付之写 立山芦峯寺 天保十二丑年七月」(高瀬保編『越中立山古記録 第2巻』268頁・269頁)。
- 44 「岩峯寺延命院文書」(11-16)。明和6年7月20日「京都問答筆記、密蔵坊長清立山衆徒宛、安福勝太左衛門書状付〔大行殿御内〕、般若院」。『越中立山岩峯寺文書目録』(14頁、富山県立山町教育委員会、1998年)。
- 45 「岩峯寺雄山神社前立社壇文書」(160)。明和7年(1770)7月「覚、立山大権現へ幕・提灯等寄附状 山井勘解由次官→立山別当立山寺」(『越中立山岩峯寺文書集成目録』14頁)。
- 46 「岩峯寺雄山神社前立社壇文書」(162)。明和7年(1770)9月「口述、中御門院末広奉納状 町尻三位如水→立山別当立山時」(『越中立山岩峯寺文書集成目録』14頁)。
- 47 「岩峯寺雄山神社前立社壇文書」(163)。明和7年(1770)9月「町尻三位寄附目録 町尻三位内安福隼人→越中立山別当中」(『越中立山岩峯寺文書集成目録』15頁)。
- 48 「岩峯寺雄山神社前立社壇文書」(164)。「町尻家御寄附状之事 町尻家安福隼人→立山別当立山寺衆僧中」(『越中立山岩峯寺文書集成目録』15頁)。
- 49 「岩峯寺雄山神社前立社壇文書」(165)。成立年月日未詳「覚(寄附目録、安福隼人筆跡)」(『越中立山岩峯寺文書集成目録』15頁)。
- 50 「岩峯寺雄山神社前立社壇文書」(172)。明和8年(1771)「岩峯寺の旅の文并歌一首 安福」(『越中立山岩峯寺文書集成目録』15頁)。
- 51 「岩峯寺雄山神社前立社壇文書」(173)。明和8年(1771)「立山山麓よりの文并歌二首 安福」(『越中立山岩峯寺文書集成目録』15頁)。
- 52 「岩峯寺雄山神社前立社壇文書」(270)。天保11年(1840)11月「青蓮院坊官挨拶状 進藤刑部卿法印等3名」(『越中立山岩峯寺文書集成目録』23頁)。
- 53 妙法院は、京都市東山区妙法院前側町にある天台宗の寺院である。山号は南叡山。本尊は普賢菩薩。開山是最澄と伝えられている。皇族・貴族の子弟が歴代住持となる別格の寺院を指して「門跡」と称するが、妙法院は青蓮院、三千院(梶井門跡)とともに「天台三門跡」と並び称されてきた名門寺院である。また、後白河法皇や豊臣秀吉ゆかりの寺院としても知られる。近世には方広寺(京の大仏)や蓮華王院(三十三間堂)を管理下に置き、三十三間堂は近代以降も妙法院所管の仏堂となっている。
- 54 後光明天皇は、日本の第110代天皇(寛永10年〔1633〕～承応3年〔1654〕)。在位は寛永20年(1643年)～承応3年(1654)。諱は昭仁。追号は後光明院。
- 55 桜町天皇は日本の第115代天皇(享保5年〔1720〕～寛延3年〔1750〕)。在位は享保20年(1735)～延享4年(1747)。諱は昭仁。追号は桜町院。
- 56 竹内式部(正徳2年〔1712〕～明和4年〔1767〕)は尊王論者であった。京都で塾を開き、公家に尊皇思想と王政復古の方法を論じた。宝暦事件で京都から追放された。後に明和事件にも連座し、八丈島への追放の途中病死した。
- 57 宝暦事件は、宝暦8年(1758)に江戸幕府が初めて尊王論者を処罰した事件である。竹内式部は尊王論を説き、幕府専制に怒る公家の士気を鼓舞した。そのため、幕府に捕らえられ、重追放された。また、竹内式部と関係を持った公家20名も処罰され、そのなかに町尻兼久も含まれていた。
- 58 中御門天皇は、日本の第114代天皇(元禄14年〔1702〕～元文2年〔1737〕)。在位は宝永6年(1709)～享保20年(1735)。諱は慶仁。追号は中御門院。